

河津町地域防災計画

<一般災害対策編>

令和 5 年 3 月修正

河津町地域防災計画 第1編 一般災害対策編

《 目 次 》

第1章 総 論	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 計画の構成等	4
第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱	5
第4節 河津町の現状	13
第5節 過去の顕著な風水害	15
第6節 予想される災害	16
第2章 災害予防計画	17
第1節 総則	17
第2節 河川災害予防計画【建設課、防災課、福祉介護課】	18
第3節 海岸保全災害防除計画【産業振興課】	20
第4節 漁港保全災害防除計画【産業振興課、建設課】	21
第5節 道路・橋梁の災害防除計画【建設課】	22
第6節 土砂災害防除計画【建設課、防災課、福祉介護課】	23
第7節 治山災害防除計画【産業振興課】	27
第8節 林道災害防除計画【産業振興課】	28
第9節 農地災害防除計画【産業振興課、農業委員会事務局】	29
第10節 倒木被害防除計画【産業振興課、建設課、防災課】	30
第11節 公共建築物の整備【総務課、水道温泉課、教育委員会、防災課】	31
第12節 通信施設等整備計画【防災課、総務課】	32
第13節 緊急交通網整備計画【建設課、産業振興課】	33
第14節 火災予防計画【防災課、下田消防本部】	35
第15節 危険物施設保安計画【防災課、下田消防本部】	36
第16節 ガス保安計画【下田消防本部】	37
第17節 防災資機材整備計画【防災課、下田消防本部、消防団】	38
第18節 道路鉄道等災害防止計画【建設課、伊豆急行(株)】	39
第19節 防災知識の普及計画【防災課、教育委員会】	40
第20節 防災のための調査研究【防災課、教育委員会】	43
第21節 住民の避難体制【防災課、福祉介護課、産業振興課、教育委員会】	44
第22節 防災訓練【防災課】	49
第23節 自主防災組織の育成【防災課】	51
第24節 事業所等の防災活動【防災課、産業振興課】	55
第25節 ボランティア活動に関する計画【防災課、町社会福祉協議会】	56
第26節 要配慮者支援計画【福祉介護課】	57
第27節 観光客対策【産業振興課】	60
第28節 救助・救急活動に関する計画【下田消防本部】	61
第29節 応急住宅【建設課】	62
第30節 ライフラインの機能確保等に関する計画【総務課、建設課、防災課】	63

第31節	被災者生活再建支援に関する計画【町民生活課、防災課】	64
第32節	町の業務継続計画に関する計画【全課】	65
第33節	複合災害対策及び連続災害対策【防災課、下田消防本部】	66
第34節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備【防災課・企画調整課】	67
第35節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進【防災課】	68
第3章	災害応急対策計画	69
第1節	総則	69
第2節	組織計画【全課】	72
第3節	動員計画【全課】	74
第4節	通信情報計画【防災課、企画調整課】	77
第5節	災害広報計画【企画調整課、関係各課】	82
第6節	災害救助法の適用計画【防災課、総務課、町民生活課】	85
第7節	避難救出計画【防災課、福祉介護課】	88
第8節	愛玩動物救護計画【町民生活課】	98
第9節	食料供給計画【防災課、産業振興課】	99
第10節	衣料・生活必需品・その他物資供給計画【防災課、産業振興課】	102
第11節	給水計画【水道温泉課】	104
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画【建設課】	106
第13節	医療・助産・救護・健康支援計画【健康増進課】	109
第14節	防疫計画【町民生活課】	112
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画【町民生活課】	113
第16節	遺体の搜索及び措置・埋葬計画【町民生活課、福祉介護課】	115
第17節	障害物除去計画【建設課、防災課、産業振興課】	117
第18節	社会秩序維持計画【防災課、企画調整課】	119
第19節	輸送計画【防災課】	120
第20節	交通応急対策計画【建設課、防災課、産業振興課、伊豆急行(株)】	122
第21節	応急教育計画【教育委員会、福祉介護課】	125
第22節	社会福祉計画【福祉介護課】	127
第23節	消防計画【下田消防本部、消防団】	130
第24節	水防計画【下田消防本部、消防団】	131
第25節	応援協力計画【防災課、関係各課】	132
第26節	ボランティア活動支援計画【防災課、町社会福祉協議会】	135
第27節	自衛隊派遣要請計画【防災課】	136
第28節	海上保安庁に対する支援要請計画【防災課】	139
第29節	静岡県防災ヘリコプター支援要請計画【防災課】	140
第30節	電力施設災害応急対策計画【東京電力パワーグリッド(株)】	141
第31節	ガス災害応急対策計画【下田消防本部、ガス事業者】	142
第32節	伊豆東部火山群の火山災害対策計画【防災課、下田消防本部】	144
第33節	突発的災害に係る応急対策計画【防災課、下田消防本部】	145
第4章	復旧・復興対策	146
第1節	災害復旧計画【関係各課】	146
第2節	激甚災害の指定【防災課、総務課】	147

第3節	被災者の生活再建支援【防災課、町民生活課、福祉介護課】	148
第4節	風評被害の影響の軽減【産業振興課】	150
第5章	大規模事故対策	151
第1節	大火災対策計画【下田消防本部、消防団】	151
第2節	大爆発対策計画【下田消防本部、下田警察署】	158
第3節	道路事故対策計画【建設課、下田警察署、下田消防本部】	167
第4節	船舶事故対策計画【産業振興課、下田海上保安部】	175
第5節	沿岸排出油事故等対策計画【下田消防本部】	183
第6節	鉄道事故対策計画【伊豆急行(株)】	197
第7節	航空機事故対策計画【防災課、下田消防本部】	204
第8節	突発的災害に係る応急対策計画【防災課、下田消防本部】	212
第9節	原子力災害対策計画【防災課、下田消防本部】	222

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき、河津町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものである。

2 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

災害対策基本法第10条に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図る。

(2) 相互協力

災害対策基本法第4条から第7条までに、静岡県、町、公共機関、住民等それぞれ相互に協力する責務を課せられているが、この計画の運用についても関係機関はもとより、公共的団体、個人を含め相互協力の下に処理する。

(3) 配慮すべき事項

災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう、常に十分な配慮をするとともに、この計画により、静岡県その他関係機関の応援実施を必要とする場合は遅延なく、しかも的確に情勢を把握し要請連絡する。

また、この計画に基づき、関係機関、団体等が施設・物資等の調達、斡旋を行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう、施設の管理者又は物資等の販売業者に対し災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておく。

(4) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、斡旋、受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、事後経費等の精算に支障の無いよう留意する。

(5) 応援の指揮系統

この計画に基づき応援を得た場合の指揮系統は、災害対策基本法の定めるところにより、応援を受けた町長の指揮下に行動する。

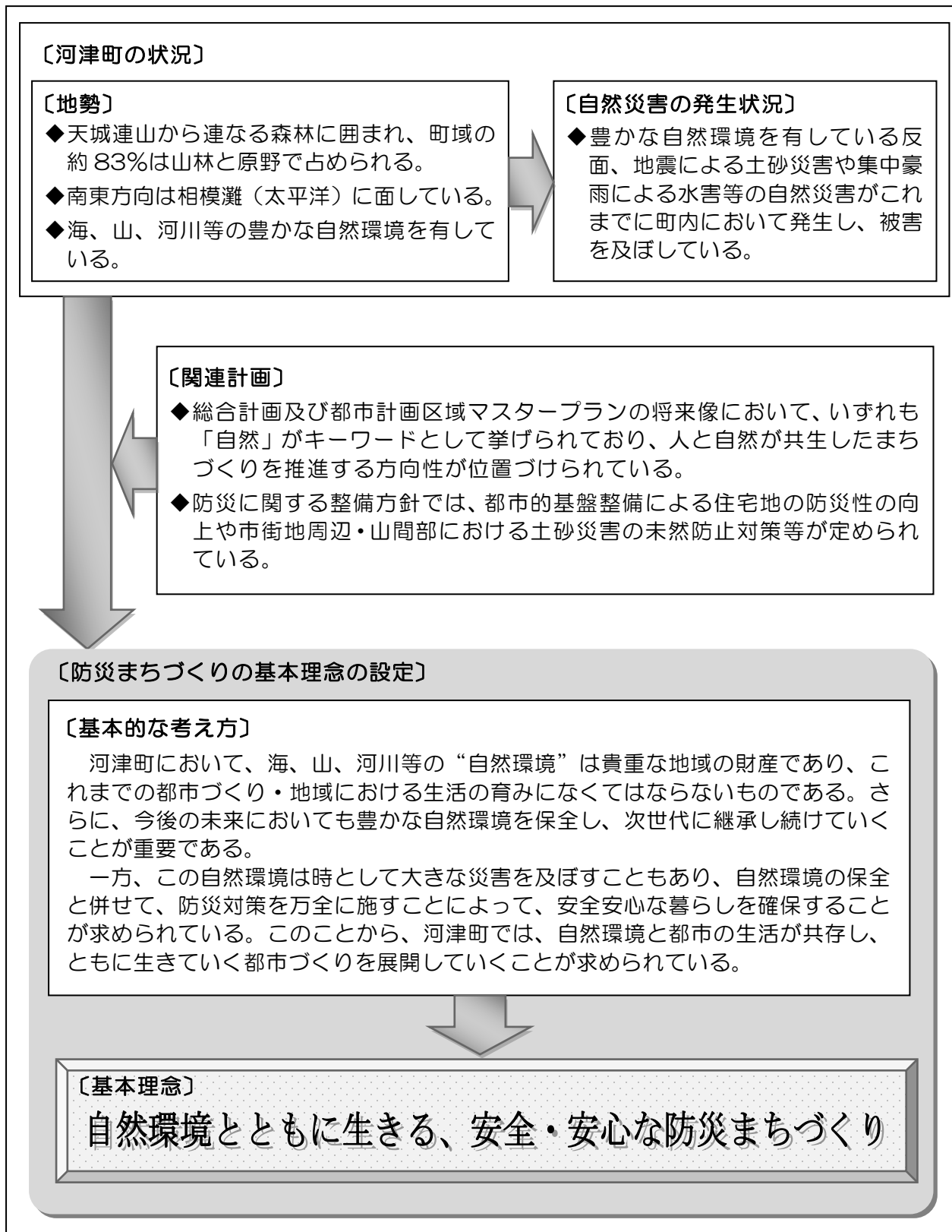
(6) 経費の負担

災害応急対策に要する経費については、災害救助法令に特別の定めがある場合を除き、その責に任ずる者が負担する。

3 町の防災ビジョン

町の防災行政の基本として、「町の地域特性」、「過去の自然災害」、「防災に関する関連計画」の考え方等を踏まえ、その方向性を示すとともに、住民の防災意識を高めるために防災まちづくりの基本理念と3つの防災まちづくりの目標を定める。

(1) 防災まちづくりの基本理念



(2) 防災まちづくりの基本理念

防災まちづくりの基本理念を実現するための目標を次のとおり設定する。

〔河津町特性〕

- ◆海、山、河川等の豊かな自然環境を有している。
- ◆河津川の流域には平野部が広がり、海に向かって開けた地勢である。

〔関連計画〕

- ◆将来の防災の目指す姿
 - ・災害に強い都市基盤が整備され、住民の安全な生活が守られている。
 - ・災害のおそれのある河川や山間部における治水・治山対策が進められている。
- ◆砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の適正な管理や、それらと近隣・隣接する地区における適正な土地利用規制の実施により、災害の未然防止に努める。
- ◆冠水、土砂災害等のおそれのある区域について開発を抑制していく。
- ◆市街地をとりまく森林、農地等は、それらが有する保水、遊水機能等の災害防止機能が維持されるよう無秩序な開発を抑制する。

〔関連計画〕

- ◆将来の防災の目指す姿
 - ・地域での防災活動が活発に行われ、住民の防災意識が高まっている。
 - ・災害に強い都市基盤が整備され、住民の安全な生活が守られている。
 - ・ハザードマップ等による情報の共有化が図られ、台風や大雨の時には、迅速な対応が行われている。

〔河津町特性〕

- ◆自然環境・景観、温泉、歴史文化等の様々な地域資源が観光資源に活用されている。
- ◆「河津桜の里」として、多くの観光客を集めている。
- ◆観光業を核とした産業のさらなる振興により、活性化したまちづくりを目指す。

《目標1》

災害に強い防災基盤をつくる

- 傾斜地や海岸等の自然地形に応じた防災施設整備や土地利用の規制誘導等の適切な予防策を講ずる。
- 火災や建物倒壊が起こりにくく、防災拠点と避難路が適正に確保された市街地形成を誘導する。

《目標2》

災害に強い人・体制をつくる

- 防災、減災のためには、防災基盤づくりと併せて、防災対策に適切に対応できる人・体制づくりが重要であり、行政・住民等に対して様々な対策、啓発活動を進める。
- 「自らの安全は自らで守る」という住民等への防災対策意識の高揚、知識の普及を進める。

《目標3》

災害から一時滞在者をまもる

- 住民の他、町内には年間を通じて数多くの観光客が訪れ、滞在している。災害時における観光客の避難を適切に誘導できる予防対策を講ずる。

第2節 計画の構成等

本計画は、次の各編から構成する。

第1編	一般災害対策編	風水害、土砂災害、大規模事故災害（大火災、大爆発、道路事故、船舶事故、沿岸排出油事故、鉄道事故、航空機事故、突発的災害、原子力災害）について定める。
第2編	地震・津波対策編	地震及び津波（遠地津波を含む）による災害対策について定める。
資料編		本編に付属する各種資料を掲載する。

※その他留意事項

各節の名称の後の【〇〇課、△△署】は、当該業務や活動を担当する庁内各課や防災関係機関を示しているが、あくまで主要な部署であり、関係する全ての部署・機関を記載しているものではない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規定により、町及び行政区域内の防災関係機関並びに公共団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、町の地域に係わる防災に寄与するべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 河津町

機関の名称	処理すべき事務又は業務
河津町	ア 町の防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に関する訓練の実施 エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 オ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 カ 消防、水防その他応急措置 キ 避難情報の発令及び指定避難所等の開設 ク 情報の収集、伝達及び被害調査 ケ 被災者の救難、救助その他保護 コ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 サ 清掃、防疫その他保健衛生 シ 緊急輸送の確保 ス 災害復旧の実施 セ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 静岡県

機関の名称	処理すべき事務又は業務
静岡県	ア 静岡県防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に関する訓練の実施 エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 オ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 カ 消防、水防その他の応急措置 キ 災害予警報等気象情報の収集・伝達 ク 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ケ 被災者の救難、救助その他保護 コ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 サ 清掃、防疫その他保健衛生 シ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 ス 緊急輸送の確保 セ 災害復旧の実施 ソ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 タ 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

3 消防・警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務
下田消防本部	ア 災害時における消防活動 イ 災害時における負傷者等の輸送応援
静岡県警察 (下田警察署)	ア 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持 ウ 危険区域への立入規制及び警備 エ 避難状況等に関する情報の収集

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区 警察 局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総 務 省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局 (三島労働基準監督署 下田駐在事務所)	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農 林 水 産 省 関 東 農 政 局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
林 野 庁 関東森林管理局 伊豆森林管理署	ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
経 済 産 業 省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経 済 産 業 省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国 土 交 通 省 中部地方整備局 （清水港湾事務所・ 下田港事務所・沼 津河川国道事務所）	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （オ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出勤及

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	び管理も行う) (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調整の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する運航命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 カ 鉄道及びバスの安全通行の確保に必要な指導・監督を行う。 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動態勢の整備に努める。 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。
気 象 庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 カ 気象業務に必要な観測及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
海上保安庁第三 管区海上保安本部 (下田海上保安部)	ア 災害予防 (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	イ 災害応急対策 (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ウ) 活動体制の確立 (エ) 船艇、航空機等による海難救助等 (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (サ) 海上における治安の維持 (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 ウ 災害復旧・復興対策
環境省関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
日本郵便(株) 伊東郵便局 (上河津、河津郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
西日本電信電話(株) (静岡支店)	ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第1章	総論
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画
第4章	復旧・復興対策
第5章	大規模事故対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
(株)NTT ドコモ 東 海 支 社	イ 公衆電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡支店） エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
東京電力パワー グリッド(株) 伊 豆 支 社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 オ 被災施設の調査及び復旧
日本赤十字社 静 岡 県 支 部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する義援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の災害広報
日本通運(株)	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
福山通運(株)	
佐川急便(株)	
ヤマト運輸(株)	
西濃運輸(株)	
KDDI(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
(一社)日本建設業 連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び普及に関する協力
(一社)全国中小 建 設 業 協 会	

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
伊豆急行(株) (河津駅、今井浜海)	ア 鉄道施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務
岸駅)	ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
(一社)静岡県LP ガス協会東部支部 (賀茂地区会)	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
海運業者	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
(一社)静岡県 トラック協会	
(一社)静岡県 バス協会	
商業組合静岡県 タクシー協会	
静岡放送(株)	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
(株)テレビ静岡	
(株)静岡朝日テレビ	
(株)静岡第一テレビ	
静岡エフエム放送(株)	
(一社)静岡県 医師会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案((公社)静岡県薬剤師会、(公社)静岡県看護協会及び(公社)静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施((一社)静岡県歯科医師会)
(一社)静岡県 歯科医師会	
(公社)静岡県 看護協会	
(公社)静岡県 病院協会	
(公社)静岡県 薬剤師会	
(一社)静岡県 警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
(公社)静岡県 栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
(一社)静岡県 建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

7 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 東部方面隊第1師団 第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方総監部	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第1航空団	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

第1章 総論 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 復旧・復興対策 第5章 大規模事故対策	機関の名称	処理すべき事務又は業務
	(一社)賀茂医師会 賀茂歯科医師会 賀茂薬剤師会	救護班の派遣による医療救護の実施
	(一社)河津町観光協会・河津温泉旅館組合	ア 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 イ 災害時における宿泊者の救護 ウ 災害時における避難者の救護応援
	河津町商工会	ア 食糧、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定的供給の確保 イ ガス、石油類等危険物の保安 ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
	伊豆漁業協同組合（稲取支所）	ア 災害時の船舶、漁港、海岸保全施設等の被災情報の収集及び報告 イ 災害時における海上応急輸送の応援 ウ 海難の際の人命及び船舶救助の応援 エ 災害時における漁業無線による通信の確保
	河津町交通安全協会	災害時応急輸送及び障害物除去の応援
	伊豆森林組合	ア 治山事業等の実施 イ 災害時における被害調査 ウ 災害用復旧用材の供給
	富士伊豆農業協同組合（河津桜支店）	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
	(株)東海バス（下田営業所）	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
	防災上重要な施設の管理者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

第4節 河津町の現状

1 自然条件

(1) 位置及び面積

町は、伊豆半島の南端に近い東海岸に位置し、東は東伊豆町、北は天城峠を経て伊豆市、南は下田市に接し、伊豆半島の西海岸に位置する松崎町、西伊豆町とは南北にある天城の国有林を境に接している。

町域は、東西 13.7 km、南北 14.7 km からなり、総面積は 100.69 ㎢ である。

(2) 地形

町の北部には標高 800m を超す天城山系が連なり、町の約 83% を山林・原野が占めている。

また、町の中央を北西から南東に河津川が流れ、相模湾に注いでいる。河津川の上流域には、寄生火山から流出した溶岩が各所に流れ込み、大滝など数多くの滝が形成されているほか、温泉が豊富に湧き出し、観光資源として活用されている。

一方、河津川の中流域では河岸段丘が形成されており、中流域から下流域にかけては河津川を挟むように細長く沖積低地が発達し、その限られた低地に市街地が広がっており、河口部には河津浜や今井浜等の海浜が形成されている。

その他、見高入谷は断層が走り、1978 年の地震で大崩壊が発生している。

(3) 河川

河津川は、天城八丁池南方の山中に源を発し、途中大鍋川、谷津川等が合流してほぼ南東方向に流下し、相模灘に注ぐ流路延長 9.5 km、流域面積 80.8 ㎢ の二級河川である。

河津川水系を流れる各河川や田尻川等は、急峻な地形ゆえに急勾配であり、ひとたび集中豪雨の事態が発生すれば、土石流となって流下するため、災害を受けやすい状況にある。

また、地域に降った雨が短時間に流出し増水するという特徴をもっており、洪水の危険性も高く、過去に甚大な被害が発生している。

(4) 地質

町一帯の地質は、今から約 1,600 万年前頃に海底火山の噴火によってできた湯ヶ島層群の上に白浜層群が覆い、さらに 60～70 万年前頃に天城火山の噴出物が積み重なって形成された。その後、天城火山のふもとが噴火し、玄武岩質熔岩やスコリア※等の噴出物により鉢ノ山等が形成された。

そのため、河津川流域の西部である右岸域は固結堆積物が大半を占めており、左岸域には火山性岩石が分布している。

また、河川沿いの僅かな低地には、砂礫を主とする未固結堆積物が分布している。

※スコリア：火山噴出物の一種で、塊状で多孔質のもののうち暗色のもの。

(5) 気候

町の気候は、太平洋沿岸地域に特徴的な温暖多雨の海洋性気候に属するため、平均気温は 16.2℃（1991 年～2020 年の 30 年間の平均、気象庁）と全国的に温暖な静岡県の中でもとりわけ温和な気候である。

また、年間降水量の平均は 2,358mm（同上）で、県平均並びに全国平均と比較して多雨地域である。

これは、季節風と北にそびえる天城連山の影響によるところが大きく、前線性や台風性の降雨も伊豆半島の東部に集中する傾向にあるためである。

2 社会的条件

(1) 人口

町の人口は昭和30年から昭和35年及び昭和45年から昭和50年にかけて増加したものの、昭和50年以降は人口減少が続いており、令和5年3月現在の人口は6,693人（住民基本台帳人口）である。

年齢階層別人口をみると、少子高齢化が進行しており、令和5年3月には高齢人口（65歳以上）が43.1%とおおよそ5人に2人が高齢者という超高齢社会となっている。

(2) 道路・交通

町の道路網は、下田市、河津町と伊東・熱海方面とを連絡する国道135号、下田市街地から河津川中流部を経て天城峠を越える国道414号等が整備されている。

さらに、河津川沿いに主要地方道下佐ヶ野谷津線、大鍋川沿いに県道湯ヶ野松崎線が整備されている。

また、伊豆縦貫自動車道の計画が事業化されており、開通による交通アクセスの向上とそれに伴う流域の発展が期待されている。

鉄道では、下田と伊東を結ぶ伊豆急行線が町内を走り、今井浜海岸駅と河津駅の2つの駅が立地している。

第5節 過去の顕著な風水害

町は、気候上、低気圧、前線、台風等による風雨災害に見舞われやすい環境にあり、過去に幾度もの風水害に見舞われている。

洪水被害をもたらした著名な洪水としては、昭和 33 年9月の狩野川台風、昭和 51 年7月の集中豪雨、平成3年9月の集中豪雨等が挙げられる。

最近では、令和元年9月の台風第 15 号及び 10月の台風第 19 号により、大きな被害が発生している。

西暦	年月日	災害種別	概 要
1914	大正3年8月12日	暴風雨	12～13 日にかけて暴風雨。最大瞬間風速 49.0m/s（石廊崎）、雨量は安倍川流域・東部・伊豆地方で多かった。上河津の日雨量は 12 日に 322 mmに達した。
1958	昭和 33 年9月 26 日	台風第 22 号 (狩野川台風)	風速 30m、雨量 350 mm。全壊 2 戸、半壊 30 戸、流出 6 戸、河川氾濫 60 か所、橋梁流出 10 橋。
1975	昭和 50 年 10 月8日	集中豪雨	雨量 280 mm、一時間最大雨量 77 mm、被害総額 15 億 3,330 万円。
1976	昭和 51 年7月 11 日	集中豪雨	集中豪雨により全町域に被害。総雨量 509 mm。被害総額 25 億 9,264 万円。
1991	平成3年9月10日	集中豪雨	雨量 406.5 mm、一時間最大雨量 135 mm。全壊 9 戸、半壊 2 戸、床上浸水 101 戸、床下浸水 129 戸の被害となり、災害救助法が適用された。
2019	令和元年9月8日	台風第 15 号 (房総半島台風)	増水により河津川の峰橋が崩落。大鍋地区で道路被災。多くの地区で停電発生。伊豆急行線が終日運休等。
2019	令和元年 10 月 11～12 日	台風第 19 号 (東日本台風)	2日間の降水量 180.05 mm。12 日に「避難勧告」を発令。最大総避難者数は 169 世帯、358 人。住家半壊 1 棟、住家一部損壊 18 棟、非住家被害 9 棟。インフラ被害 6 か所。総被害額 945 万円。

資料：静岡県市町村災害史、町資料

第6節 予想される災害

1 風水害

伊豆地方は一般に多雨地域であることから、季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い豪雨となることがあり、6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。

また、8～10月にかけては台風の接近により、暴風雨による災害が発生することがある。

近年は気候変動の影響による異常気象の頻度が増加しており、多雨地域では局地的豪雨等が発生するリスクが高いといえる。

2 高波等

高波等については、相模湾に面し海岸線を有するため、台風、低気圧等の影響を受けやすく発生が予想される。

令和元年10月の台風第19号の通過時においても、高波による被害が発生しており、注意が必要である。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

土砂災害については、多雨地域という気象条件から土砂災害が発生しやすく、また、土砂災害警戒区域をはじめ、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険地区等の危険区域が多数分布し、土石流・地すべり等の土砂災害発生リスクが高い。

（資料編 資料 10-1 土砂災害（特別）警戒区域一覧表 参照）

（資料編 資料 10-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表 参照）

（資料編 資料 10-3 山腹崩壊危険地区一覧表 参照）

4 火災

火災発生件数は、年間5件前後であるが、一度火災が発生すると、建物の密集地区では大火災に発展する可能性もあり、十分な警戒が必要である。

また、町土面積の約83%が山林・原野で占められているため、林野火災発生の危険性も高い。

5 事故災害

大規模な交通事故をはじめとする「事故」については、道路や鉄道事故をはじめ、海に面しているため、沿岸排出油事故や周辺海域における船舶事故が考えられる。

また、天城山上空は気流変化が激しいため、航空機事故に対しても注意する必要がある。

6 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講ずることが必要である。

静岡県の場合、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

本章では、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。

第1節 総則

- この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。
- 町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 町は、防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- 町は、溢水、冠水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- 町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第2節 河川災害予防計画【建設課、防災課、福祉介護課】

1 河川改修の推進

町は、静岡県と連携しながら、次の河川改修事業を推進する。

- (1) 山地における河川の水路工事、砂防えん堤工事を促進する。
- (2) 二級河川については、未改修区間の改修、局部改良工事、砂防えん堤事業の早期着手を静岡県に要請する。
- (3) 準用河川については、護岸堤防のかさ上げ工事など、県補助事業と町単独事業により改修を進める。

2 浸水対策

- (1) 町は、浸水常習地について、河川断面の改良、水路の定期清掃、浚渫により河床の安定を図る。
- (2) 町は、浸水の著しい地区について、排水路の新設や合流点等の改良を図る。

河川の状況

令和4年1月現在

水系	名 称	流路延長 (m)	行政区域 延長 (m)	川 幅 (m)	流 量 (m ³ /sec)	流域面積 m ²
河津川	河津川	14,000	14,000	45.0	1,836	79,718,700
	谷津川	2,700	2,700	5.0	262	3,549,000
	大鍋川	6,200	6,200	10.0	656	11,497,000
	鍛冶屋沢川	1,000	1,000	3.0	102	1,678,000
	沢田川	1,300	1,300	3.5	91	2,467,000
	佐ヶ野川	8,300	8,300	8.0	409	11,198,000
	小鍋川	2,300	2,300	6.5	45	2,430,000
	奥原川	4,500	4,500	5.5	133	8,399,000
	萩ノ入川	6,300	6,300	11.5	822	8,184,000
	山田川	400	400	1.4	29	887,000
	洞川	700	700	1.4	12	1,225,000
単独	見高川	1,600	1,600	3.5	84	1,225,000
	縄地川	2,300	2,300	3.5	98	2,332,000
	田尻川	4,200	4,200	10.6	100	7,200,000
	太田川	400	400	1.2	40	356,000
	小縄地川	1,700	1,700	2.4	39	1,556,000
稲生沢川		4,200	4,200	9.2	70	4,300,000

資料：建設課

3 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項

町の河川は、現在、浸水想定河川に指定されていないが、指定があったときは、本計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

以上により定めた要配慮者利用施設について、次の事項を定める。

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
- (2) 町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- (3) 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- (5) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (6) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

4 洪水浸水想定区域マップの周知

町は、洪水等による被害を軽減するために、河津川が氾濫した場合に浸水が予想される区域や浸水の深さ等を示した洪水浸水想定区域マップを作成し、住民へのマップの周知を徹底することにより、的確な避難行動に結びつける。

5 連携体制の構築

町は、静岡県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「賀茂地区大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、静岡県、気象庁、近隣自治体等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3節 海岸保全災害防除計画【産業振興課】

1 護岸、防波堤等の整備

町は相模灘に面し、市街地が海岸沿いに位置しているため、地震・台風等による津波等の被害を受けることが予想される。

このため、海岸線の浸食、津波対策等のための突堤、防波堤、消波工等の建設を国、静岡県に要請し、その整備を検討していく。

また、危険区域の実態を把握し、予防措置により被害防止に努める。

第4節 漁港保全災害防除計画【産業振興課、建設課】

1 町

町は、下河津漁港（見高浜地区、谷津地区、浜地区）の災害時における活用のあり方を検討する。

2 漁協管理者

漁協管理者は、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定締結に努める。

3 漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者

船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第5節 道路・橋梁の災害防除計画【建設課】

町道及び町管理下の橋梁において、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、災害時に交通の支障が予想される箇所の解消を図るため、道路等整備を推進する。

また、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

（資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照）

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

第6節 土砂災害防除計画【建設課、防災課、福祉介護課】

町は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、火山の噴出物が堆積してできた地質が広く分布し、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が241箇所存在している。

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備等のハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という）」に基づく区域指定や防災情報の提供等のソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

1 砂防事業

- (1) 町は、土石流が発生するおそれのある溪流に対し、下田土木事務所と連携し砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行う。
- (2) 町は、流域における土砂の生産抑止、流路内の流出土砂の調整を図るために、砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。

2 地すべり対策事業

町は、地すべりが発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所等と連携し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を推進する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

町は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所について、下田土木事務所と連携し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内及び被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

- (1) 静岡県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。
- (2) 静岡県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。
- (4) 町は、リアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（静岡県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
- (5) 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、静岡

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供し、町はこれらの情報の確認・把握に努める。

- (6) 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、静岡県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供し、町はこれらの情報の確認・把握に努める。

5 土砂災害防止法の施行

(1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

- ア 静岡県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から人命を守るために、土砂災害の発生のおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
- イ 静岡県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を町に通知するとともに、公表する。

(2) 土砂災害特別警戒区域における規制等

- ア 静岡県は、土砂災害特別警戒区域において、特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。
- イ 静岡県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

(3) 本計画における記載事項

町防災会議は、本計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- なお、町防災会議は、本計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

- ア 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、当該施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画を作成しなければならない。
- イ 配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該計画を作成したときは遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受け

た町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

ウ 町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、当該施設利用者の安全確保を図るため必要があると認めるときは、施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

エ 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

カ 町は静岡県と連携し、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(5) 住民への周知

町長は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難所及び避難場所等、その他の避難経路に関する事項、その他警戒避難における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、その他の必要な措置を講ずる。

(6) 避難指示等の解除

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は静岡県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は静岡県は、必要な助言を行う。

6 その他のソフト対策

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害危険箇所図の配布及びインターネットによる提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。

(2) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

町は、静岡県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

（資料編 資料 10-1 土砂災害（特別）警戒区域一覧表 参照）

（資料編 資料 10-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表 参照）

（資料編 資料 10-3 山腹崩壊危険地区一覧表 参照）

第7節 治山災害防除計画【産業振興課】

1 治山事業

町は静岡県等と連携し、荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において、森林整備（間伐等）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減を図る。

2 山地災害危険地対策

- (1) 町は静岡県等と連携し、地形・地質・植生等の要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施し山地災害の防止・軽減を図る。
- (2) 町は静岡県等と連携し、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

3 総合的な山地災害対策

- (1) 町は、毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。
- (2) 町は、山地災害危険地区の情報をインターネット等を通じて住民に提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図るなどの減災に向けた取組を進める。

第8節 林道災害防除計画【産業振興課】

町では、急峻な地形に林道が開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もある。災害時には崖崩れ、崩落等の発生が予想され、これらの災害に伴う林道災害を未然に防止するため各種整備を推進する。

また、林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められている。地区の孤立化防止のためにも整備を促進する必要があり、優先順位を検討し整備を推進する。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第9節 農地災害防除計画【産業振興課、農業委員会事務局】

農地保全事業は、急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業である。
町は、これらの農地の保全を図るため、排水路及びこれらに付帯する農道の整備を図る。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第10節 倒木被害防除計画【産業振興課、建設課、防災課】

町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、静岡県及び電気事業者、電気通信事業者と相互の連携・協力の拡大に努める。

また、町は静岡県と連携し、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第11節 公共建築物の整備【総務課、水道温泉課、教育委員会、防災課】

1 耐震強化等

町が管理する建築物は災害発生時に防災拠点として重要な役割を果たすため、これらについて耐震強化等の整備を推進する。

- (1) 役場庁舎や学校など町における防災上重要な施設については耐震化が図られており、今後は、適切な維持管理に努める。
- (2) 消防については、特に水利に問題があり、消火栓が整備されつつあるが、自然水利は湧水等により使用できないことがあるため、飲料水兼用の耐震防火水槽の整備を図る。
- (3) 上水道については、日常の施設点検等により、適宜修繕や改善等を行い、段階的に施設の更新を進めている。
今後は、アセットマネジメント¹を踏まえた新たな水道ビジョン・経営戦略に基づき施設の更新等を推進する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

¹ アセットマネジメント：将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

第12節 通信施設等整備計画【防災課、総務課】

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、情報通信施設の耐震性強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化等の防災対策を推進する。

1 町防災行政無線

(1) 固定系

役場庁舎に親局、町内 67 箇所に屋外子局を設置し、災害発生時等に一齐伝達を行っている。また、災害時の緊急放送等を確実に伝達するため、防災ラジオを推奨し、今後も緊急連絡体制の強化に努める。

(2) 移動系

河津町役場に基地局を設置し、各移動局との間で災害情報の収集等に活用するとともに、今後は防災拠点等へ機器の整備を図る。

(資料編 資料 3-4 河津町防災行政無線・デジタル移動通信システム無線呼出番号表参照)

2 簡易無線機の整備

地区の防災拠点である小・中学校及び指定避難所となっている公民館等に簡易無線機等を整備し、災害時における情報収集や応急活動等に活用する。

(資料編 資料 3-4 河津町防災行政無線・デジタル移動通信システム無線呼出番号表参照)

3 住民等への情報伝達手段の整備

- (1) 住民等への情報伝達手段として、同時通報無線の整備を図り、確実な情報提供を行う。また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (2) 災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話等により、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 静岡県デジタル防災通信システム

静岡県と市町、防災関係機関とを無線回線や無線ファックスで結び、災害時の情報収集や要請等の連絡手段として使用する。

5 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）

河津町災害対策本部の設置状況や被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を静岡県、防災関係機関等に伝達するため、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を通じて行う。

6 アマチュア無線の有効活用

町は、町内外を結ぶ通信が途絶した場合を想定し、町内のアマチュア無線局免許取得者の協力を得て、災害時に有効活用する。

7 停電対策

町は、大規模停電時においても、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に住民に伝達できるよう、放送事業者等と連携しながら、その体制及び施設・設備の整備を図る。

- (1) 停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を確保しておくとともに、定期的に保守点検を実施する。
- (2) 発災時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、平時より積極的に連携を図る。

(資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照)

第13節 緊急交通網整備計画【建設課、産業振興課】

災害時に町が孤立し、外部からの応援が必要となった場合のために受け入れ手段としての緊急交通網の確保が必要となる。

空路については、町には、ヘリコプターの離着陸が可能な用地として6箇所あるが、孤立化する可能性のある地区についても、離着陸場適地の検討を行う。

また、海上輸送については、周辺の防災拠点港湾や防災港湾からの物資等を下河津漁港（見高地区）を中心とする町内の各漁港で受け入れるなど、海上からの物資等の輸送のあり方を検討していく。

（資料編 資料 5-3 ヘリコプター臨時離着陸場名 参照）

（資料編 資料 5-4 ヘリポートの具備すべき条件 参照）

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第14節 火災予防計画【防災課、下田消防本部】

1 火災予防体制の強化

- (1) 火災の発生を未然に防ぐため、下田消防本部と連携して、不特定多数の人が利用する宿泊施設や危険物を扱う工場・事業所に限らず、高齢者世帯及び一般家庭に至るまで立入検査等による火災予防指導を行い、予防体制の強化を図る。
- (2) 広報等を通じて防火を呼びかけるとともに、火災が多発する時期のパトロールの実施等により、住民の防火意識の高揚を図る。
- (3) 火災の発生を防止するため、建物の不燃化・難燃化の指導や初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導並びに促進を図る。
計画の運用については、本編 第5章 第1節 大火災対策計画 2 火災予防計画に記載する。

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

第15節 危険物施設保安計画【防災課、下田消防本部】

町は、町内の危険物製造所等の現状を把握するとともに、災害時において、危険物の
応急対策を円滑に実施できるよう、予防査察や保安教育等の取組みを推進する。

計画の運用については、本編 第5章 第2節 大爆発対策計画 2 災害予防計画に記載
する。

(資料編 資料7－3 危険物製造所等(石油類)の施設一覧表 参照)

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

第16 節 ガス保安計画【下田消防本部】

簡易ガス（「ガス事業法」に定める簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「ガス保安法」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安体制の整備やガス災害の予防対策等を推進する。

計画の運用については、本編 第5章 第2節 大爆発対策計画 2 災害予防計画に記載する。

（資料編 資料7－4 簡易ガス事業者一覧表 参照）

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

第17節 防災資機材整備計画【防災課、下田消防本部、消防団】

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 応急活動のための資材、機材の整備

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、町及び静岡県は資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
水防資材	掛矢、ショベル、つるはし、鋸、斧、ペンチ 等
救助用資材	担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、救命用胴衣、携帯用無線、ヘッドライト、救命医療箱 等
給水用資材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽 等
応急仮設住宅	組立式仮設住宅 等
応急復旧資材	油圧ジャッキ、ウインチホール、小型ブルドーザー、防塵マスク 等
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、防塵ゴーグル 等
その他	コードリール、長ぐつ、メガホン 等

（資料編 資料4－5防災用品・資機材等の調達先一覧表 参照）

第18節 道路鉄道等災害防止計画【建設課、伊豆急行(株)】

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止対策について定める。

1 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全施設等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

（資料編 資料 資料 12-2 道路等災害防止計画 参照）

2 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者（伊豆急行(株)）は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

(1) 安全施設等の整備

ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

(2) 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

(3) 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

(4) 運行規制の実施状況に関する広報

運行規制の実施状況について、Web サイト等により広報する。

第19節 防災知識の普及計画【防災課、教育委員会】

風水害等による被害を最小限にとどめるため、住民及び町職員、各組織等を対象に、防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

1 基本方針

災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
河津町	ア 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 イ 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ウ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、静岡県が作成した「男女共同参画の視点からの防災手引書（平成25年6月発行）」等も活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 エ 専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

2 普及の方法

町は、防災知識の普及を次の方法により行う。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

また、町の生涯学習活動において、防災に係る講座や教室、集会等を企画し、防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 職員及び関係者に対する普及

町職員及び防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3) 印刷物等による普及

住民等に対し、その時期に応じて、町ホームページや「広報かわづ」を通じ、防災知識の高揚を図る。

また、必要に応じてパンフレット、リーフレット、ポスター等を作成し、掲示・配布により、広く普及を図る。

(4) 講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、防災関係者及び住民等に対し、防災士の専門的知識を有する人材を活用した講演会の開催や静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」等の媒体を活用し、防災知識の普及を図る。

3 普及すべき内容

町は、防災知識の普及に当っては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。普及事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 本計画の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識
- (6) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス²等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難所、避難路等の事前確認の徹底
 - エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備
 - オ 避難所の適正な運営
 - カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
 - キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
 - ク その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等
- (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

4 職員に対する防災教育

町は、気象、水防の知識、町の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催し、災害時における町職員の適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 風水害等の防災に関する基礎知識
 - (2) 本計画の内容と町が実施している防災対策
 - (3) 災害が発生した場合及び災害が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
 - (5) 家庭の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
 - (6) 防災対策の課題その他必要な事項
- また、町の防災課職員は、静岡県等が実施する次の事項を内容とする防災関係の研修等への参加に努める。
- (1) 気象状況の知識
 - (2) 救急・救出の実務
 - (3) 非常無線の取扱方法
 - (4) 災害危険箇所に関する知識
 - (5) その他災害に関すること

² 正常性バイアス：予期せぬ事態に直面した時、大したことじゃない、自分だけは大丈夫と楽観的な方向に錯覚する心のメカニズムのこと。

5 生徒等に対する教育

町教育委員会は、幼稚園および小・中学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努めるとともに、中学生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

6 住民に対する防災思想の普及

町は、住民に対する防災思想の普及を図る。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及を図る。

- (1) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (2) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策
- (3) 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (4) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (5) ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (6) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮
- (10) 安否情報の確認のためのシステム
- (11) 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
- (12) 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性
- (13) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

第20節 防災のための調査研究【防災課、教育委員会】

1 実施方法

町は、町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、調査研究を行う。

- (1) 町の地形、地質的素因が自然災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査・検討する。
- (2) 災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
- (7) 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

(1) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水想定区域図を作成し今後の防災対策の資料とする。

(2) 地すべり

地すべり災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(3) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第21節 住民の避難体制【防災課、福祉介護課、産業振興課、教育委員会】

町は、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、町では、避難場所が避難所を兼ねており、本計画での表記は避難所で統一することとする。

1 避難所の周知啓発

町は、住民等に対し、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、住民等への周知徹底に努める。

2 避難所の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、避難所を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

- (1) 避難所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

3 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を、臨時に受け入れる指定避難所を指定する。

避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。

(1) 避難所の指定

避難所は、行政地区単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア 町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

ウ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

エ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

オ 町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、次の対策を行う。

(ア) 換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(イ) 特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、町は、静岡県からの支援を受けこれらの環境改善に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(ウ) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

カ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

（資料編 資料 4-6 防災倉庫機材一覧表 参照）

（資料編 資料 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所 参照）

（2） 2 次的避難所の整備

ア 福祉避難所

(ア) 町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努める。また、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

(イ) 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保する。

(ウ) 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「河津町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施する。

(エ) 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知する。

(オ) 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わす。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（資料編 災害時の応援協定締結状況 参照）

イ 2 次的避難所

(ア) 2 次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け

入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

- (1) 町は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

4 避難所等の施設管理

(1) 町

ア 町は、静岡県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、次の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

イ この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(ア) 避難所の管理者不在時の開設体制

(イ) 避難所を管理するための責任者の派遣

(ウ) 災害対策本部との連絡体制

(エ) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

ア 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

イ 学校は、保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

ウ 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・幼稚園の施設と町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

(1) 町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発する。

(2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

(3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(資料編 資料 9-2 災害時の避難情報(警戒レベル) 参照)

6 マニュアルの作成

町は、避難指示等について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

なお、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

7 避難誘導体制の整備

町は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

第22節 防災訓練【防災課】

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、住民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

1 総合防災訓練及び地域防災訓練の実施

- (1) 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。
- (2) 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、町は、総合防災訓練を実施する。
 - ア 水防
 - イ 消火
 - ウ 交通規制
 - エ 道路啓開
 - オ 救出・救護
 - カ 避難・誘導
 - キ 通信情報連絡
 - ク 救助物資輸送
 - ケ 給水・炊出し
 - コ 応急復旧
 - サ 遺体措置
- (3) 総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災者の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 防災従事者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとする防災に従事する関係者は、災害時において速やかに応急対策活動ができるよう、実践に即した訓練を行う。

3 計画の作成及び訓練の実施

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成するとともに、計画に基づき訓練を行う。

また、町は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

4 非常通信訓練

災害時において、町から県災害対策本部賀茂方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信を迅速・的確に行えるよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(資料編 資料 3-6 静岡地区非常通信協議会加盟機関一覧表 参照)

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

5 防災訓練のための交通の禁止又は制限

- (1) 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- (2) その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図(資料編 資料 12-3)に掲げる標示を設置することとなっている。

(資料編 資料 12-3 通行の禁止又は制限についての標示の様式 参照)

6 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第23節 自主防災組織の育成【防災課】

- 風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に充分即応できない事態が予測される。
- 特に、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。
- 地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域保全のための防災活動を行う。
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	自主防災会を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努める。
編 成	本部組織として、消火班、救出救護班、情報班、避難誘導班、給食給水班を置き、必要に応じて小単位の下部組織をおく。
活動内容	(1) 平常時 【消火班】 ア 火の正しい使い方を教える。初期消火の訓練 イ 負傷者の救出に必要な用具の調達、技術の習得 ウ 地区内及び周辺の巡回点検。危険物の調査、対策の検討 【救出救護班】 ア 障害物やごみ処理について検討。 イ 衛生知識を吸収し、消毒方法などを教育する。（仮設便所の計画、応急救護法の習得等） ウ 必要な資材、労務等の準備 【情報班】 ア 地震について正しい知識を吸収する。地震災害を防ぐ狙いどころを教える。映画、印刷物等による啓発。巡回広報、情報収集伝達の訓練 イ 警察署との連携づくり・地区の特性で、何があるか話し合い、必要なものは役割を決める 【給食給水班、避難誘導班】 ア 集合所、避難所の巡回点検。現状把握、避難訓練実施 イ 非常持ち出し品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理。必要物資の調達計画や斡旋方法の検討。炊き出しの訓練

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

区 分	内 容
活動内容	(2) 災害時 【消火班】 ア 出火防止の広報、火災の警戒（見張）、初期消火活動 イ 負傷者の救出活動 ウ 被災後の地区の点検。危険箇所の指示、広報 【救出救護班】 ア 避難路の障害物を取る。被災後の障害物除去と清掃 イ 負傷者の応援救護、重傷者の移送。防疫について公共機関と連絡、協力。消毒の実施。仮設便所の設置 ウ 壊れた家屋などの修理を助け合って実施。 【情報班】 ア 警戒宣言の伝達。デマ防止。災害情報の収集。避難命令の伝達。災害状況を集約し、防止機関への通報 イ 警察に協力 ウ 地区の中で対処すべきことを助け合って実施 【給食給水班、避難誘導班】 ア 避難所、避難路の安全性の確認。人員点呼説得、避難誘導、交通誘導、避難所運営 イ 非常持ち出し品の始動、備蓄品の確認、管理。炊き出しの実施、給水。救援物資の配分の協力、避難所運営

2 推進方法

町は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備について助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

町は自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図る。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努める。

4 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町や防災関連機関等と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動を行う。

区分	内 容
防災知識の学習	ア 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 イ 主な啓発事業は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することに

区分	内 容
	より、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	ア 防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 （ア）世帯台帳（基礎となる個票） （イ）避難行動要支援者名簿（要配慮者に関する台帳） （ウ）人材台帳 （エ）自主防災組織台帳
避難生活計画書の作成	避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。
防災訓練の実施	ア 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 イ この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町等と有機的な連携をとるとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を活かした訓練の実施に努める。 （ア）情報の収集及び伝達の訓練 （イ）出火防止及び初期消火の訓練 （ウ）避難訓練 （エ）救出及び救護の訓練 （オ）炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

5 町の指導及び助成

（1）防災委員制度

町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員を委嘱する。防災委員の任期は3年以上とする。

（2）地域防災指導員制度及び防災士制度

ア 町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。

イ 地域防災指導員の能力向上を図るため、静岡県と連携して災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか、必要な情報の提供を行う

ウ 防災士制度を活用し、防災指導員との協力のもと、自主防災組織において、地域の防災力の向上に資する体制を構築する。

エ 地域防災指導員及び防災士は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等に

よる地域防災力の強化と底上げを図るため、次に掲げる活動を行う。

(ア) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化

(イ) 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導

(ウ) 町の施策の広報や推進、普及協力

(エ) 町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

(3) 自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努める。

研修名	実施機関	対象者	目的
自主防災組織 中核的 リーダー研修	町	町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

(4) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

(5) コミュニティ防災センター等の活用

町は、コミュニティ防災センターや公民館を自主防災活動の拠点として、次の事項等について活用する。

ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とし、災害時に備えた資機材及び物資・食料の備蓄場所として活用する。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。

ウ 災害発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

(6) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するために必要な助成を行う。

6 自主防災組織と消防団との連携

(1) 消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(2) 町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努める。

（資料編 資料1－3 自主防災組織一覧表 参照）
（資料編 資料1－4 区自主防災会防災計画 参照）

第24節 事業所等の防災活動【防災課、産業振興課】

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

1 事業所等における防災活動の概要

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保すること。
- (3) 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事務所は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。

区 分	内 容
平常時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	ア 町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。 イ 町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努める。 ウ 町、商工会、静岡県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
事業継続計画（BCP）の取組み	ア 事業所等は、事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用する。 イ 事業所等は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第25節 ボランティア活動に関する計画【防災課、福祉介護課、町社会福祉協議会】

総論
第1章

災害予防計画
第2章

災害応急対策計画
第3章

復旧・復興対策
第4章

大規模事故対策
第5章

1 ボランティア活動の支援

町、(福)河津町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）及び河津町災害ボランティアコーディネーター連絡会は連携・協力し、発災時に備え、住民の防災に関する知識の普及・啓発を図り、災害支援への意識を高める。

2 ボランティア支援体制の整備

町は、町災害ボランティア本部で活用する資機材（スコップ、一輪車等）の充実や初動経費の事前準備に努めるなど、災害ボランティアコーディネーターが活動できる環境の整備を図る。

3 訓練の実施

町は、大規模災害発生時に、災害ボランティアの支援活動が円滑に行われるよう、町社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター連絡会と連携・協力し、自主防災関係者や賀茂地区内の各災害ボランティアコーディネーター連絡会員の参加の下、災害ボランティア本部立ち上げ及び運営の訓練を実施する。

第26節 要配慮者支援計画【福祉介護課】

要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

1 要配慮者支援体制の整備

- (1) 町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備する。
- (2) 地域においては、町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

行政機関	警察、消防、県健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、町地域包括支援センター 等
地域組織	自主防災会
福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、介護保険事業所等

2 要配慮者の把握

町は、発災時の適切な対応に役立てるため、町が把握している要配慮者情報を積極的に活用し、自主防災組織における要配慮者台帳の整備を促進するとともに、要配慮者の状況の把握に努める。

町は、民生委員・児童委員及び福祉関係団体と協力して、要配慮者の把握に当たる。

3 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

(2) 名簿の作成

ア 町は、避難行動要支援者について、避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」、以下「名簿」という。）を、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、作成する。

イ 町は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、静岡県知事等その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ 町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3) 名簿に記載する事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 名簿情報の更新・管理

町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5) 名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより名簿情報を提供する。

ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

(6) 情報漏えいの防止

上記により名簿情報の提供を受けた者、その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。

町は、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の必要な措置を講ずる。

(7) 個別避難計画の作成

町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(8) 個別避難計画の提供・漏えい防止等

町は、本計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(9) 個別避難計画が策定されていない人への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

4 防災訓練

町は、静岡県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

5 人材の確保

町は、静岡県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

6 協働による支援

町は、静岡県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

7 避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

8 要配慮者利用施設における避難確保措置

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第27節 観光客対策【産業振興課】

- 観光業は町の主要な産業であるが、観光客は町内の地理に不案内であるため、旅館、ホテル、民宿等では災害時に避難誘導等の適切な防災的措置を講ずる必要がある。
- また、観光客の立入る危険箇所を総点検し、整備に努める必要がある。
- 町の観光は、観光資源も豊富で通年型の観光地であるが、海洋性レクリエーションも観光の主体をなしており、特に津波に対しては重点的に対策の推進が望まれる。
- 町は、旅館、ホテル、民宿、観光協会等と協力し、おおむね次の項目について防災対策を進める。

1 防災対策

- (1) 災害時における避難誘導體制の整備
- (2) 町と旅館、ホテル、民宿等との間の双方向通信連絡手段
- (3) 組合と観光事業者間における人員確認体制の整備
- (4) 避難した観光客への食料配布、医療救護活動等の応急活動及び活動用資機材、物資の備蓄
- (5) 防潮堤、高台への避難路等の防災施設の建設、整備
- (6) (1)～(5)の対策の必要性について観光事業者への啓発

その他、観光客については、発災後3日目までを目途に移送する必要がある、下田海上保安部や関係機関から道路の被害情報等を収集し、安全が確保された後、駿河湾内の各港及び伊豆東海岸の港に漁船等により移送するための事前体制の整備を図る。

また、道路の被害状況や復旧状況によっては陸路による輸送も検討し、(株)東海バス下田営業所と事前に協議しておく。

第28節 救助・救急活動に関する計画【下田消防本部】

1 救助隊の整備

町及び下田消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第29節 応急住宅【建設課】

1 建設型応急住宅

町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

2 賃貸型応急住宅、公営住宅

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

（資料編 資料 5-6 応急仮設住宅建設可能地等 参照）

第30節 ライフラインの機能確保等に関する計画【総務課、建設課、防災課】

1 災害協定の締結

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。

2 建設業団体等の担い手の確保・育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

3 燃料の確保

町は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

（資料編 災害時の応援協定等一覧表参照）

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第31節 被災者生活再建支援に関する計画【町民生活課、防災課】

1 実施体制の整備

町は、災害時にり災証明書が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、次の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- (1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
- (2) 応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築

2 システムの活用

町は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの導入、活用により迅速な交付を図る。

第32節 町の業務継続計画に関する計画【全課】

1 業務継続計画の確保

- (1) 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実行性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

2 業務継続計画等において定めておく事項

町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第33節 複合災害対策及び連続災害対策【防災課、下田消防本部】

1 基本方針

- (1) 町及び防災関係機関は、風水害、地震、津波、原子力災害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。
また、その際、外部からの支援を早期に要請することとも考慮する。
- (3) 町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第34節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備【防災課・企画調整課】

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、男女共同参画の視点を町内及び避難所等における災害対応に取り入れるなど、男女共同参画の視点からの災害対応の推進に努める。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第35節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進【防災課】

1 地区防災計画の作成

- (1) 町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。
- (2) 町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることができる。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地区防災計画の提案

- (1) 地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- (2) 前項の規定による提案（以下、「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、本計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行う。
- (3) 町防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めなければならない。
- (4) 町防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- (5) 本計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第3章 災害応急対策計画

本章では、町が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画を確立し、実施すべき措置について定める。

- (1) 災害対策基本法（以下、この章において「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、町の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
- (3) 法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置及び法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事等に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置

第1節 総則

1 本計画と県地域防災計画との関係

- (1) 法第42条（市町村地域防災計画）では、本計画は静岡県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。
- (2) 本計画は、静岡県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 町が行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、町が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた生徒等への応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保護衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図る。

(2) 相互協力

ア 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

イ この計画の運用についても関係機関はもとより、公共的団体・個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

ウ 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結拡充に努める。

エ ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、ライフライン事業者等は、静岡県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(3) 町の配慮すべき事項

ア 要請について

(ア) 町長は、本計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、本計画により、静岡県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をする。

(イ) 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、静岡県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努める。なお、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理する。

イ 関係者への連絡周知について

町長は、静岡県がこの計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておく。

(4) 応援の指揮系統

この計画に基づき応援に従事する者は、法第67条(他の市町長等に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより、応援を受ける町長の指揮の下に行動する。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、斡旋、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のための事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障がないよう留意する。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じて従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。

(7) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

(8) 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、本計画の定めるところによる。

(9) 経費負担

- ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に関する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担する。
- イ 静岡県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、静岡県の確認ののち、それぞれ定められた負担区分により精算する。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第2節 組織計画【全課】

この計画は、町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 本部設置前の体制

台風、集中豪雨等の大規模な災害や事故の発生するおそれのある場合は、副町長（不在のときは総務課長）の指示により、各課長（不在の時は各主幹及び係長）（以下すべてこの体制とする。）は、事前に必要な措置を講ずる。

時間外又は休日等における災害にかかる情報は、日直又は宿直者が受領し、総務課長に連絡してその指示を受ける。

2 災害対策組織

(1) 河津町防災会議

編 成	資料編 資料 2-2 の定めによる。
運 営	河津町防災会議条例の定めによる。（資料編 資料 2-1）

（資料編 資料 2-1 河津町防災会議条例 参照）

（資料編 資料 2-2 河津町防災会議編成図 参照）

(2) 河津町災害対策本部

編 成	資料編 資料 2-5 の定めによる。又、各班の分掌事務は、資料 2-5 の別表（1）に示すとおりである。
設置基準	ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるとき。 イ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
配 置	防災センター2階の災害対策本部室を本部室とし、本部を運営する上で必要とされる電話回線等の本部設置のための整備を行う。
運 営	河津町災害対策本部運営要領の定めるところによる。 （資料編 資料 2-5）
廃 止	町長は、町内について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完成したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

（資料編 資料 2-4 河津町災害対策本部条例 参照）

（資料編 資料 2-5 河津町災害対策本部運営要領 参照）

(3) 本部設置及び廃止の通知

防災課長は、本部が設置され、又は廃止されたときは、防災関係機関、その他必要と認めるものに通知する。

（資料編 資料 1-1 防災関係機関一覧表 参照）

(4) 本部職員の証票

本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

(5) 河津町水防協議会

水防協議会の組織に関し、必要な事項は、本章 第24節 水防計画の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第3節 動員計画【全課】

この計画は、町長が動員を指示若しくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期方法等を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 職員の配備・体制

災害別の職員の配備基準・体制は、資料編 資料 1-5 に示すとおりである。

(資料編 資料 1-5 職員の配備基準・体制 参照)

2 動員の実施基準

(1) 動員の時期

町長が状況により必要を認めたとき、又は他の計画に定めるところにより、動員対象者の内から必要とするものに対して行うものとする。

(2) 動員（要請）対象者

- ア 町職員（資料編 資料 2-5 別表（3）以外の町職員）
- イ 下田消防本部職員
- ウ 消防団
- エ 県職員
- オ 警察官
- カ 自衛官
- キ 海上保安官
- ク 医師、歯科医師又は薬剤師
- ケ 保健師、助産師又は看護師
- コ 土木技術者、又は建築技術者
- サ 大工、左官又はとび職
- シ 土木、又は建設業者及びこれらの者の従事者

(資料編 資料 2-5 河津町災害対策本部運営要領 参照)

3 実施方法

(1) 町職員の動員

ア 職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため、各課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配備するものとし、おおむね次のとおり措置する。

- (ア) 動員は、町長の命により総務課長が行い、動員の状況を町長に報告する。
- (イ) 各課長は、各課の実情に応じた動員の方法を定めておく。
- (ウ) 動員は、同時通報用無線及び電話等により行う。
- (エ) 職員の配備基準は、資料編 資料 1-5 に示すとおりである。

(資料編 資料 1-5 職員の配備基準・体制 参照)

イ 救助作業隊

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 技術職員

町は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(2) 消防団の応援動員要請

応援動員要請は原則として、消防団を統括する消防団長に対して下記事項により行う。また、必要に応じて他市町村消防団の動員を要請することもあり得るが、この場合は動員規模、作業内容等必要事項を連絡する。

- ア 動員をする分団名、動員規模
- イ 期間
- ウ 作業内容及び作業場所
- エ 装具等
- オ 集合時間及び集合場所
- カ その他必要と認める事項

(3) 下田消防本部職員の応援動員要請

下田消防本部職員の応援動員要請は、下田消防本部管理者に対して行う。

(4) 警察官の応援動員要請

警察官の出動を必要とする場合は、下田警察署長に対して出動を要請する。

(5) 自衛隊の派遣要請

町長は災害が大規模であり、町内の関係機関では対応することができない場合は、本章 第27節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、静岡県に対し自衛隊の派遣を要請する。

(6) 海上保安庁に対する支援要請

海上保安庁に対して支援要請をする場合は、本章 第28節 海上保安庁に対する支援要請計画の定めるところによる。

(7) 医療助産関係者の応援動員要請

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援要請をする場合は、本章 第13節 医療・助産・救護・健康支援計画の定めによる。

(8) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請

ア 動員要請を行う場合は、他の関係機関と競合することのないよう、当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象者又は個人に直接もしくは(一社)静岡県建設業協会(下田地区)等に対して行う。

イ 応援動員の範囲及び応援動員能力は、(一社)静岡県建設業協会(下田地区)による。

ウ 応援動員の派遣中の指揮は原則として、町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度、知事が指示する。

(9) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該関係の応援動員のみでは不足する場合は、次のとおり職員の応援動員の要請等を行う。

ア 国の機関に対する職員派遣の要請

法第29条の規定に基づき、町長は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 静岡県に対する職員派遣の斡旋の要請

法第30条の規定に基づき、町長は知事に対し、次の事項を明らかにした上で、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 静岡県に対する応援の要請

法第68条の規定に基づき、町長は知事に対し、次の事項を明らかにした上で応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

(ア) 応援を要請する理由

(イ) 応援を要請する人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他応援に対し必要な事項

エ 他市町村に対する応援の要請

法第67条の規定に基づき、町長は主として災害協定を締結している他の地方公共団体に対し、協定等で定める手続きにより職員派遣等の応援要請をする。

(10) 受入体制の確立

ア 町は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置する。

イ 動員応援を受ける場合には、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

ウ 町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。

エ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等に従事する職員等は、災害現場等で悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、身体、精神又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。したがって、下田消防本部等は、職員等のストレス対策の実施に努める。

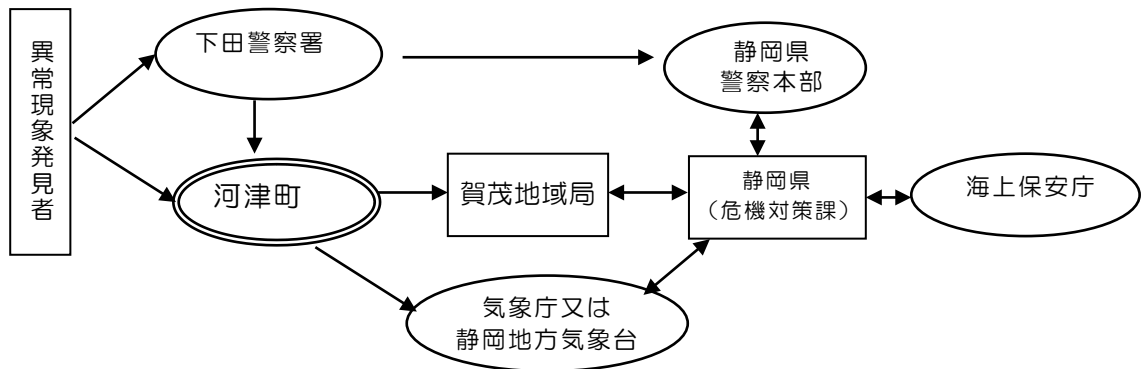
また、静岡県は、町から要請があったとき又は必要と認めたとき、DPAT（災害派遣精神医療チーム）を派遣し、精神保健活動にあたる。

第4節 通信情報計画【防災課、企画調整課】

この計画は、情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県並びに関係防災機関との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知

- (1) 町は気象、地象、地動及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報について関係機関から積極的に収集する。
- (2) 静岡県（災害対策本部）から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては、町警戒本部、もしくは防災課）において受理する。
- (3) 気象等情報は、同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図る。
- (4) 水防予警報の収集及び伝達は、本章 第24節 水防計画に定めるところによる。
- (5) 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく町又は下田警察署に通報する。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。



（資料編 資料 3-3 情報通信システム図 参照）

2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い担当部署等をあらかじめ定めておく。

なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に留意する。

- ア 被害状況
- イ 避難の指示又は警戒区域設定状況
- ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ 応急給水状況

コ 観光客等の状況

- (2) 地域派遣町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集に当たる。
- (3) 危険の切迫性に応じて、指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

3 情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、静岡県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

(1) 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

4 静岡県等への報告・要請

- (1) 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を静岡県に報告する。
- (2) 「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める情報事項について速やかに静岡県に報告し、又は要請を行う。ただし、静岡県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。
- (3) 町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、静岡県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 町の災害応急対策実施状況

- (4) 消防機関への通報が殺到した場合及び町内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を静岡県及び直接消防庁へも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握している範囲で報告する。
この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。
- (5) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の計画に定める必要事項を具備して要請する。
- (6) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

区分	内 容
被害速報 (随時)	町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、賀茂方面本部長（賀茂地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。 また、被害状況を早期に把握するため、町長は 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、賀茂方面本部長（賀茂地域局長）に報告する。 ただし、賀茂方面本部長（賀茂地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。 なお、連絡がつき次第、県本部長（知事）及び賀茂方面本部長（賀茂地域局長）にも報告する。
定時報告	町長は、定められた時間に賀茂方面本部長（賀茂地域局長）に定時報告をする。町長は可能な限り、最新の被害状況を資料編資料 3-5 災害定時及び確定報告書により把握しておく。
確定報告	町長は、被害状況確定後速やかに、災害定時及び確定報告書により、賀茂方面本部長（賀茂地域局長）を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告する。
知事に対する 要請	県本部長（知事）に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

（資料編 資料 3-5 災害定時及び確定報告書 参照）

5 内閣総理大臣に対する報告

- (1) 法第 53 条第 1 項の規定に基づき、町が静岡県に報告できない場合に、内閣総理大臣に報告すべき災害は次のいずれかである。
 - ア 町が災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要性があると認められる程度の災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- (2) 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。
- (3) 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。
- (4) 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行う。
- (5) 内閣総理大臣への報告は、静岡県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。報告は次の基準に該当する。
- (6) 報告は、次の基準に該当するものである。
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

- エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

6 町長等への報告

(1) 町長に対する報告

- ア 各班長（課・局・室長）は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害状況を収集して町長に報告する。
イ 下田警察署長は、災害情報を町長に通報する。

(2) 河津町防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、河津町防災会議に報告する。

7 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

(1) 静岡県防災行政無線

主として静岡県と市町間の情報伝達に用いる。町と静岡県とを結ぶ通信連絡手段は、静岡県防災行政無線、加入電話とし、代替えとしてアマチュア無線等の利用も検討する。

(2) 町防災行政無線

主として避難所と災害対策本部との情報伝達に活用する。

(3) ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）

静岡県への被害状況、要請内容、避難状況等の情報伝達は、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を通じて行う。

(4) その他の無線及び有線電話等

孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

区 分		内 容
孤立防止用 衛星電話の利用	要請の時期	一般加入電話が利用できないとき
非常通信の利用	要請の時期	一般加入電話が利用できないとき
	要請の方法	最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、資料編 資料 3-6 のとおりである。

区 分	内 容
同時通報用無線	町内では同時通報用無線・電話連絡とし、必要に応じ簡易無線、アマチュア無線、伝令派遣員等に対応する。また、第1報を的確に把握・伝達するため、宿・日直による24時間体制で行う。 (資料編 資料3-3)

(資料編 資料3-3 情報通信系統図 参照))

(資料編 資料3-6 静岡地区非常通信協議会加盟機関一覧表 参照)

(5) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

(6) 自主防災組織を通じた連絡

主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(7) 広報車による伝達

避難情報の緊急放送や住民への呼びかけ等の広報については、同報無線と併せて、広報車による広報活動を行う。広報車による広報活動は2人1組で行う。

(8) テレビ・メール・SNS

伊豆太陽サービス(株)河津有線テレビ、河津町防災メール、静岡県緊急速報メール、町ホームページ等を活用し、情報発信を行う。

8 通信連絡の混乱防止(NTT系)

大規模な自然災害が発生した場合、あるいは警戒宣言が発令されるなど大災害が予想される場合は、全国から電話がかけられ、電話のふくそうが考えられる。

この場合、緊急かつ重要な通報を確保するために、町の同時通報用無線等により、住民に対して電話利用の自粛についての広報を行う。

9 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面、本編 第5章 大規模事故対策 第8節 突発的災害に係る応急対策計画により、情報の収集、伝達を実施する。

消防庁応急対策室

区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT 有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-43414	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

第5節 災害広報計画【企画調整課、関係各課】

この計画は、災害時における町と静岡県及び報道機関との協力体制を定め、住民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ静岡県に対しても災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、要配慮者に配慮した広報を行う。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

さらに、町は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

1 広報の内容等

(1) 広報事項

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難所の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。

実施に際しては、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 気象、地象、水象に関する情報
- イ 道路交通状況
- ウ 交通機関の状況
- エ 電気、水道の被害状況及び復旧見込み
- オ 災害発生時の注意事項、特に出火防止に関する注意の喚起
- カ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- キ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- ク 人心安定のため住民に対する呼びかけ
- ケ 自主防災組織に対する活動実施要請
- コ その他社会秩序保持のための必要事項

(2) 広報実施方法

ア 町が災害応急対策上必要な事項を住民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行うほか、地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害情報共有システム（Ｌアラート）を介したメディアの活用を図る。

イ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

ウ 町外に避難している被災者に対する広報は、テレビ、ラジオ、インターネット、メールなどによる。

区 分	内 容	
印刷媒体	広報かわづ、回覧板、ポスター、チラシ類	
視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K-mix（静岡エフエム放送）
	テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）、有線テレビ
	防災行政無線、同時通報用無線、町の公式ホームページ、河津町防災メール、河津町防災ラジオ	
その他	広報車、自主防災組織を通じての連絡、避難所での掲示	

（3） 静岡県に対する広報の要請

静岡県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

（4） 外部機関との連携等

ア 町（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。

イ 町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。

（5） 被災者の安否に関する情報の提供等

町は、県と連携し、消防庁が運用する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」、通称「安否情報システム」等を利用した安否情報の収集、整理及び提供等を可能とする体制の整備に努める。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について」（静岡県策定）に基づき市町及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

2 報道機関に対する協力

（1） 報道対応責任者

町災害対策本部が、報道機関に対応する場合の総括責任者は企画調整課長とする。

（2） 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は原則として、資料編 資料 3-1 報道機関一覧表に掲げる各社（支局等）に対して個別に行う。

（3） 報道機関からの災害記録写真の収集

町災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

3 経費負担区分

（1） 広報媒体の活用の場合の経費

ラジオ放送、テレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。

(2) 外部機関の広報事項の受領をした場合の経費

外部機関の広報事項を受領した場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

(3) 報道機関からの災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担する。

4 住民が災害応急対策上必要な情報源とその主な情報内容

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源		情報内容
河津町防災ラジオ、テレビ		知事・町長の放送要請事項
ラジオ、テレビ		災害情報等、交通機関運行状況等
防災行政無線、同時通報用無線、広報車		主として町内の情報、指示、指導等
インターネット	静岡県、町の公式ホームページ	主として静岡県又は町内の情報、指示、指導等
	「静岡県防災」Twitter、Facebook、スマホアプリ	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡		主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン		火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画【防災課、総務課、町民生活課】

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、町において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 町域内の人口に応じ、住宅が滅失した世帯の数が40世帯以上であるとき
	(2) 静岡県のある区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内の人口に応じ、上記(1)の半数以上の世帯(20世帯以上)が滅失したとき
	(3) 静岡県のある区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	(4) 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

(資料編 資料 11-3 災害救助法適用基準 参照)

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	ア 滅失(全壊・全焼・流失) 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 イ 半壊・半焼 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元とおりに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

区 分	内 容
	(ア) 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの (イ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの
世帯及び住家の単位	ア 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 イ 住家 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれもって1住家として取り扱う。

(資料編 資料 11-1 被害程度の認定基準 参照)
(資料編 資料 11-4 住家の被害の程度と被害認定基準等 参照)

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
河津町の報告	町は、町内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を静岡県に報告しなければならない。
静岡県における適応手続き	知事は、町から報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について町に通知する。また、「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。
災害救助法事務	災害に際し、町における被害が、前記災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。 ア 受入れ施設（応急仮設住宅を除く）の供与 イ 炊き出し、その他による食品の供与、飲料水の供給 ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 エ 医療及び助産 オ り災者の救出 カ り災住宅の応急修理 キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 遺体の搜索 サ 遺体の処理 シ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
災害救助法費用限度額	資料編 資料 11-7 のとおり。
災害救助法適用外の災害	災害救助法が適用されない小災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。また、静岡県被災者生活再建支援助成制度の対象となる世帯がある場合には、速やかに所定の対応を図る。

(資料編 資料 11-2 応急救助の種類と実施者一覧表 参照)

(資料編 資料 11-5 応急救助の事務処理 参照)
(資料編 資料 11-6 災害救助事務手順 参照)
(資料編 資料 11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照)

4 町長の要請事項

町長は、衣料、生活必需品等調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達斡旋を要請する。

- (1) 必要品目
- (2) 必要数量
- (3) 引き渡し場所及び受取責任者
- (4) 連絡課及び連絡責任者
- (5) 荷役作業員の有無
- (6) 経費負担区分
- (7) その他参考となる事項

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

第7節 避難救出計画【防災課、福祉介護課】

1 避難誘導

- 災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難の指示、誘導等必要な措置を講ずる。
- その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努める。
- 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予測地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。このため、静岡県及び町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
- 住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

- 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は避難情報を発令する。
- 住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。
- 静岡県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、町に積極的に助言する。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動等
1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	大雨注意報 洪水注意報 （気象庁が発表）	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
3	高齢者等避難 （町が発令）	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動等
		の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
4	避難指示（町が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難所への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
5	緊急安全確保（町が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※4 ・（大雨特別警報（土砂災害））※4 ・高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保！ ・避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

注1）津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2）町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難の指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3）町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5）※1の早期注意情報（警報級の可能性）は、大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合に発表されるものである。

注6）※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7）※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8）※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している可能性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9）※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

（資料編 資料 9-1 河津町の警報・注意報発表基準一覧表 参照）

（資料編 資料 9-2 災害時の避難情報（警戒レベル）参照）

イ 実施者

(ア) 緊急安全確保、避難指示

第1章 総論	第2章 災害予防計画	第3章 災害応急対策計画	第4章 復旧・復興対策	第5章 大規模事故対策
実施者		内 容		
町長		- 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。 - また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 - さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 - また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 - 助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。		
知事		知事は、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第60条）。		
知事又はその命を受けた職員		知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。		
警察官、海上保安官		警察官、海上保安官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。		
自衛官		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。		
水防管理者		水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。		

その他、町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

また、町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づ

き、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(1) 高齢者等避難開始の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難開始」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

町長は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、河津町防災メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

(3) 避難者の誘導等

区 分	内 容
町	ア 住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施する。 イ 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ出動を求める。 ウ 避難誘導に当たっては、避難所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。
公共施設	町内の学校、社会福祉施設、病院等の公共施設においては、施設利用者の安全を確保するため、災害時における避難計画を策定し、避難を滞り無く実施できるように日頃から訓練を実施する。
避難路の確保	町及び警察、道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

区 分	内 容
警察官、海上保安官、自衛官の代行	ア 警察官、海上保安官又は自衛官は災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、町長の職権を行うことができる。 イ 警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を町長に通知する。
知事による代行	知事は、町がその全部の又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害基本法第73条第1項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。

2 被災者の救助

区 分	内 容
救助の実施	救出活動は、災害の状況に応じ救出班、搬送班、救護班を編成し実施する。班編成における班数及び班員数は状況に応じて決定する。 ア 救出班は、消防職員、消防団員、町職員をもって編成し、担架その他の機材を活用して安全な場所へ救出する。 イ 搬送班は、消防職員、消防団員、町職員をもって編成し、担架、車両等を活用して負傷者を医療機関へ搬送する。 ウ 負傷者の応急手当を必要とする場合には、(一社)賀茂医師会の協力を得て、救護班を編成し、必要な手当を行う。
空からの救助	重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
救護用資材の整備	平素より救出機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

3 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

また、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

町の避難所は、資料編 資料 5-2 のとおりである。

ア 町は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

イ 緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ 町は避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外への建物の仮設や天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

エ 避難所となる公共施設等は、津波の危険性の低い場所にオープンスペースにおいては、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

オ 避難所として使用する土地建物、公私の区別なく使用前に管理者（所有者）に協議し使用承諾を得る。また避難所の設備備品等（水道、ガス、電気、電話）についても同様とする。

カ 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の手段を活用して周知す

るよう努める。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

キ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ク 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に静岡県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災行政無線等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(資料編 資料 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所 参照)

(2) 避難所の管理・運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理・運営する。

ア 避難受入れの対象者

区 分	対象者
災害によって現に被害を受けた者	(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること (イ) 現に災害を受けた者であること
災害によって現に被害を受けるおそれがある者	(ア) 高齢者等避難、避難指示が発せられた場合 (イ) 高齢者等避難、避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
その他避難が必要と認められる場合	

イ 避難所の管理・運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理・運営に努める。

(ア) 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため避難所には町職員を配置するよう努める。

(イ) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置・巡回を要請する。

(ウ) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。

(エ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内に努める。

(オ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者や避難行動要支援者への配慮に努める。

(カ) 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。

(キ) 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

(ク) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満がないように努める。避難所用品等の調達、斡旋は河津町商工会に要請するほか流通業者、河津町温泉旅館協同組合にも応援を依頼する。

(ケ) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努

めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。

- (コ) 保健師等による巡回健康相談の実施に努める。
- (ク) 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。
- (ク) その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、災害対策本部と連絡を密に取り合い、措置をする。
- (ク) 避難所で活動するボランティアの安全管理のために、ボランティア保険加入も検討する。
- (ケ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置を行う。
- (ケ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供等に努める。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を行う。
- (ク) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と健康福祉担当部局が連携した感染症対策として、必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した避難所運営に必要な情報の共有に努める。

(3) 避難所の早期解消のための取組等

- ア 町は、静岡県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、避難所の早期解消に努める。
- イ 町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- ウ 町、静岡県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

4 災害救助法に基づく町の実施要項

(1) 避難所の設置

区 分	内 容
設置基準	ア 原則として学校、公民館等既存建物を利用する。 イ 既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営する。
費用の限度	資料編 資料 11-7 のとおり。
実施期間	災害発生から7日以内 ただし、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(資料編 資料 11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照)

(2) り災者の救出

区 分	内 容
実施基準	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にあるものを捜し救出する。
費用の限度	救助に必要な機械器具等の借上代等実費
実施期間	災害の発生の日から3日以内 ただし、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

5 町長の要求・要請に基づく静岡県の実施事項

(1) 町長の要求に基づく静岡県の実施事項

- ア 町外の既存施設を避難所とする場合の斡旋
- イ 町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- ウ 自衛隊の派遣要請
- エ 海上保安庁に対する支援要請

(2) 町長の要請事項

- ア 町長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容
避難の場合	(ア) 避難希望地域 (イ) 避難を要する人員 (ウ) 避難期間 (エ) 輸送手段 (オ) その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	(ア) 救出を要する人員 (イ) 周囲の状況（詳細に記入のこと） (ウ) その他必要事項（災害発生原因）

イ 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備に努める。

ウ 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

6 町長の県管理施設の利用

町長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

区 分	内 容
安否確認・ 避難誘導	(ア) 町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 (イ) 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。 (ウ) 町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
被災状況 の把握	町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。
福祉ニーズ の把握	町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に、避難行動要支援者の施設への緊急入所等の支援充実に努める。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

(ア) 町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

(イ) 社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8 広域避難・広域一時滞在

- (1) 災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、静岡県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努める。
- (3) 町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ア 県内市町への避難

区 分	内 容
町が被災した場合	(ア) 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 (イ) 広域避難を行う際は、自主防災会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮するとともに、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
町が受け入れる場合	(ア) 広域避難を受入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 (イ) 避難所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 県外への避難

- (ア) 他の都道府県への避難の受入れについては、静岡県に対し当該都道府県との協議を求める。
- (イ) 広域避難を行う際は、自主防災会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町村と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画【町民生活課】

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項を定める。

1 実施事項

(1) 同行避難動物への対応

区 分	内 容
町の対応	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（静岡県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
飼い主の対応	ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに、基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食を含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努める。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること。避難所へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

(2) 放浪動物への対応

区 分	内 容
町の対応	ア 放浪動物への対応について、静岡県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。 オ 静岡県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
飼い主の対応	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努める。

第9節 食料供給計画【防災課、産業振興課】

この計画は災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）
対象経費	ア 主食費 （ア）米穀小売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 （イ）小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 （ウ）小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 （ア）器物（炊飯器、鍋、やかん、バケツ等）の使用謝金又は借上料 （イ）アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使い捨て食器等の購入費
費用の限度	1人当たり1日 1,160 円以内（主食、副食、燃料、雑費等の一切を含む。）
実施期間	災害発生の日から7日以内。 ただし、期間内に炊出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

2 応急食料調達給与の方法

(1) 応急食料給与の方法

区 分	内 容
実施者	ア 町において炊き出し等食料品の給与を実施する場合、町長は災害対策本部産業班の班長を責任者に指定し、また各現場にそれぞれ現場責任者を置く。 イ 責任者は配分の適正、円滑を期すため万全の措置を講じ、遺漏なきようにする。
給与の方法	責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状態等を勘案し、炊き出しの実施・パンの給与等適当な方法により実施する。 ア 配給品目は、米穀・パン又は麦製品（乾うどん等）等いずれか1又は2以上 イ 配給数量は1人1日3食
対象者 その他	災害救助法の食品給与の実施基準による。
炊き出し 実施場所	炊き出しは避難所内、又は役場・給食センター及びその近くの適当な場所を選び、女性団体等の協力により実施する。

(2) 応急食料調達方法

区 分	内 容
調達方法	調達は、原則として町において、河津町商工会、流通業者に要請して措置する。（資料編 資料 4-4）
輸送措置	輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するが、当該発注業者等において措置できないときは、本章 第 19 節 輸送計画に基づき措置する。

（資料編 資料 4-4 緊急物資調達先一覧表 参照）

(3) 応急食料の備蓄

応急対策活動従事者の応急食料として、町指定避難所に応急食料（アルファ米・おかゆ等）の備蓄を図る。

3 静岡県への要請事項

町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、静岡県へ調達斡旋を要請する。

(1) 要請時、明確にすべき事項

- ア 調達斡旋を必要とする理由
- イ 必要食料品目
- ウ 必要数量
- エ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- オ 連絡課及び連絡責任者
- カ 荷役作業員の有無

キ その他参考となる事項

4 交通、通信が途絶して町長が静岡県に調達斡旋を要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救助を行う場合、「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、町長は農林水産省に対して、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第10節 衣料・生活必需品・その他物資供給計画【防災課、産業振興課】

この計画は、災害により、物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 対象品目

区 分	対象品目
被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
日用品	石けん、歯みがき、ティシュペーパー、トイレットペーパー等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
光熱材料	マッチ、LPガス、ローソク等

(3) 費用の限度

資料編 資料 11-7 のとおり。

(4) 給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

（資料編 資料 11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照）

2 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法

(1) 衣料、生活必需品等の調達の仕方

区 分	内 容
調達方法	り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、河津町商工会、流通業者に要請して実施する。
輸送措置	輸送は、原則として当該等物資発注先の業者等に依頼するものとするが、措置できないときは、本章 第19節 輸送計画に基づき町が措置する。

（資料編 資料 4-4 緊急物資調達先一覧表 参照）

(2) 衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

区 分	内 容
実施者	衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、町長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場それぞれ現場責任者を置き、責任者は配分の適正円滑を期するための万全の措置を講じ、遺漏なきようにする。
給（貸）与の方法	責任者は、衣料品、生活必需品等の給（貸）与に際し、物資配分計画を作成し実施する。
集積場所	調達した衣料、生活必需品等及び災害救助物資等については、あらかじめ指定する物資集積場所へ集積する。

3 静岡県への要請事項

町長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達、斡旋を要請する。

(1) 要請時、明確にすべき事項

- ア 必要品目
- イ 必要数量
- ウ 引渡し場所及び受取責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の有無
- カ 経費負担区分
- キ その他参考となる事項
 - ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
 - ・町は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又は斡旋を行う。
 - ・町長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。
- ア 必要な LP ガスの量
- イ 必要な器具の種類及び個数

- (2) なお、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災した町からの要請が滞る場合には、静岡県は町からの要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送することを検討する。

第11節 給水計画【水道温泉課】

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町の実施する事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法の実施基準

- (1) 災害救助法の規定に基づく「飲料水」に係わる応急救助の実施の程度等は、次のとおりである。

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル
費用の限度	機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及び諸資材の実費
実施期間	災害発生の日から7日間。ただし、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

- (2) 水道用水、その他飲料水の調達供給は消防団に要請して実施し、桶、缶、ビニール袋、浄水用薬品等の調達は河津町商工会に要請する。
- (3) トイレ等の衛生用の水は消防団に要請し、自然（湧水・河川）水利、消防水利等から供給する。また、プール水、防火水槽の水も活用する。
- (4) 井戸水等飲料用とする水の浄化のために、浄水器の導入も必要である。
- (5) 避難が長期化する場合は、それに応じた給水が可能なように随時計画を見直していく。
- (6) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (7) 災害発生後約8日を目処に仮設共用栓等を設備し、最低の生活に必要な水を供給するように努める。

（資料編 資料 4-1 給水計画及び給水活動 参照）

2 給水実施方法

区 分	内 容
給水方法	ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 イ 給水は、水道班（水道温泉課）が給水実施計画を作成し措置する。 ウ 給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に周知する。
給水施設の応急復旧	ア 町の水道施設の概要は、資料編 資料 4-2 及び資料 4-3 のとおりである。 イ 道路決壊、橋梁流失等被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、水道班（水道温泉課）により措置するが、これにより処置できない場合には、水道工事業者により措置する。

区 分	内 容
住民への 広報	自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を 広報する。

(資料編 資料 4-1 給水計画及び給水活動 参照)

(資料編 資料 4-2 給水タンク保有状況 参照)

(資料編 資料 4-3 濾水機保有状況 参照)

3 静岡県への実施事項

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達の斡旋を要請する。

(1) 要請時、明確にすべき事項

- ア 給水対象人員
- イ 給水期間及び給水量
- ウ 給水場所
- エ 給水器具、薬品、水道用資器材等の品目別必要数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合その台数
- カ その他必要事項

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画【建設課】

- 静岡県及び町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。
- 災害により住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。
- 地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。
- なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、本章 第7節 避難救出計画 8 広域避難・広域一時滞在による。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
応急仮設住宅設置 (県直接実施)	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。
	規模及び費用の限度	資料編 資料 11-7 のとおり。
	整備開始期間	ア 災害発生の日から20日以内 イ ただし、事前に静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
	その他	供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規模及び費用の限度	資料編 資料 11-7 のとおり。
	修理期間	災害発生の日から1か月以内。ただし、期間内に完成できない場合は、事前に静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
	その他	修理を知事から委任を受けて行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

(資料編 資料 11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照)

2 実施方法

区 分	内 容
入居者、修理者の選考	ア 住宅の仮設及び修理対象者の選考は、水道班及び健康福祉班が担当する。 イ 選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置し、その都度町長が任命する。 ウ 選考にあたっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。 エ 選考基準 (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者 (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯 (エ) 特定の資産のない失業者 (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者 (カ) 前各号に準ずる経済的弱者
仮設・修理の方法	ア 実施者 町長は災害対策本部水道班の班長を責任者に指定し、各現場に現場責任者をおき実施する。 イ 住宅の規模、構造等 設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に準じて行う。 ウ 仮設住宅設置場所の配慮 (ア) 設置場所（敷地）については、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上、好適な地で交通の便、教育等の問題をも考慮して選定する。 (イ) 町有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と町との賃貸借契約（契約期間2年）締結後工事に着手する。 エ 建築資材、労働者等 (ア) 建築資材の調達 建築資材の調達については、(一社)静岡県建設業協会（下田地区）に要請する。 (イ) 建築業者の動員 建築資材、建築業者については、河津町商工会及び(一社)静岡県建設業協会（下田地区）に要請し調達及び斡旋する。 ただし、応急仮設住宅については、すべて静岡県との協議による。 (ウ) 建築機械等の借上げ 建築機械等の借上げは、イと同様に措置する。 オ 建築資材の輸送計画 調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者において措置できないときは、本章 第19節 輸送計画に基づき措置する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

3 静岡県への要請事項

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資材等の調達が可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事に調達・斡旋を要請する。

(1) 要請時、明確にすべき事項

- ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）
 - イ 住宅設置（修理）戸数
 - ウ 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量
 - エ 住宅設置（修理）に必要とする建設業者及び人数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項
- ・町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

4 要配慮者への配慮

- (1) 応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に十分配慮すること。
- (2) 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (3) 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- (4) 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び機関において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は適用しない。
町長の措置	ア 上記の規定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講ずる。

第13節 医療・助産・救護・健康支援計画【健康増進課】

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

(資料編 資料 8-2 河津町医療救援計画 参照)

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分		内 容
医療を受ける対象者		医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象		ア 災害のため助産の途を失った者 イ 現に助産を要する状態の者 ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 エ 被災者であると否とを問わない オ 本人の経済的能力の如何を問わない
医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術、その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処理 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ、静岡県を通じて内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ、静岡県を通じて内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。
費用の限度	医療	ア 医療スタッフによる場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア 医療スタッフによる場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

2 実施方法

災害時の医療活動は、(一社)賀茂医師会、賀茂健康福祉センター等の指導、協力を得て、医師、看護師、補助者、介護者で編成される医療スタッフが主体とし実施する。

区 分	内 容
医療関係団体	災害の発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期する。 なお、医療関係団体一覧は、資料編 資料 8-4 のとおりである。
医療スタッフ	ア 医療スタッフ編成能力 (ア) (一社)賀茂医師会各 1 班とする。 (イ) 1 班は最低医師 1 名・看護師 3 名・補助者 2 名・介護者 2 名の計 8 名をもって編成し携行薬品等は各班において用意する。 イ 医療スタッフの派遣要請等 大規模な災害が発生し、町内の診療所における医療需要が増大し医療スタッフの編成が困難な場合は、静岡県に救護班（DMAT 等医療チーム）の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。 ウ 救護所の設置 医療スタッフによる医療活動を実施する場合は河津中学校（田中地区）、西小学校（湯ヶ野地区）に医療救護所を開設し、医療救護を行う。救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図る。
医療品の確保	医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達について、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。

（資料編 資料 8-1 日赤災害救護用品一覧 参照）

（資料編 資料 8-3 救急医療品配備一覧表 参照）

（資料編 資料 8-4 病院・診療所一覧表 参照）

3 静岡県への要請事項

町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請する。

- (1) 必要な救護班数
- (2) 救護班の派遣場所
- (3) その他必要事項（災害発生の原因）

4 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。

5 健康支援活動の実施

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

町は、保健師等による巡回健康相談や災害時健康支援マニュアルで定める体制の中で、適切な健康支援活動を実施する。

6 災害時における心のケア

被災した現実や慣れない避難所等での生活により、強度の不安、抑うつ、イライラ、落ち込み等のストレス反応を示し、心身に不調を来した者等に対する心のケアを次のように実施する。

(1)被災生徒等に対する心のケア

被災により精神的に不安定になっている生徒等に対して、必要に応じて学校職員や保育士等と協力し、遊びや精神相談等を通じて生徒等の精神的不調の解消や不安の軽減を図る。

(2)被災高齢者及び障害者に対する心のケア

高齢者や障害のある人は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、心のケアを行う。

(3)DPAT（災害派遣精神医療チーム）の要請・受入れ

町は、町内の心のケアのニーズ調査を行い、必要に応じて賀茂方面本部に対し、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し受入れを行う。DPATは、被災地域での精神科医療及び精神保健活動を支援する。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び機関において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は適用しない。
町長の措置	ア 上記の規定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講ずる。

第14節 防疫計画【町民生活課】

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町長の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒 エ 生活用水の供給 オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ 臨時予防接種の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

2 実施方法

区 分	内 容
衛生班の編成	町職員で衛生班（防疫）を編成し、賀茂健康福祉センターの応援を得て、前項に定める実施事項を処理する。
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施する。 ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ 集団避難所 ウ 浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域
実施方法	ア 床下、庭 石灰等を被災地の自主防災会へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼する。 イ 汚染した溝、水溜り 石灰等散布 ウ 汚染した井戸 次亜塩素酸ナトリウム等投入 エ 毒劇物の取扱い 回収及び流出飛散防止を図る。 オ その他 適宜必要な措置
消毒機器及び薬品	消毒機器及び薬品は、町内薬局より調達し、不足の場合は農協等が所有している物を借り上げる。

（資料編 資料 8-7 防疫資機材調達数量 参照）

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画【町民生活課】

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害廃棄物の収集・処理

区 分	内 容
ごみの 収集・処理	ア ごみ、その他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。 イ ごみ、その他の廃棄物の処理は、エコクリーンセンター東河で処理することを原則とする。 ウ 処理施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣の市町に処理を委託する。 エ 処理委託が困難な場合は、賀茂健康福祉センターの指導のもと環境衛生上支障のない方法で、臨時に仮置場を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。
し尿の 収集・処理	ア 被災地の状況を考慮し、避難所等で緊急に汲み取りを必要とする地域から実施する。 イ 処理については、東河環境センターで行うことを原則とし、施設が被災した場合は、近隣の市町に処理委託する。 ウ 処理委託が困難な場合は、賀茂健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で、臨時に貯留槽等施設を設置する等処理施設復旧までの間対処する。
死亡獣畜 の処理	死亡獣畜の処理は、原則として死亡獣畜処理場で処理するものとするが、道路の災害等により運搬困難な場合には、環境衛生上支障のない方法で処理する。

(資料編 資料 8-6 清掃(ごみ処理)業者一覧表 参照)

2 静岡県への要請事項

- (1) 町長は、独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請する。
 - ア 処理対象物名及び数量
 - イ 処理対象戸数
 - ウ 町所在の処理場の使用可否
 - エ 実施期間
 - オ その他必要事項
- (2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推移、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

3 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う事ができる。
町長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべき事を指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置・埋葬計画【町民生活課、福祉介護課】

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生の日から10日以内。 ただし、期間の延長が必要である場合は、最小限度において、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て延長できる。
費用の限度	資料編 資料11-7のとおり。

(資料編 資料11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照)

2 実施方法

区 分	内 容
遺体の搜索	遺体の搜索は、下田消防本部、町職員により、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力を得て行うものとし、搜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。
遺体を発見したときの措置	ア 遺体は、速やかに検死又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡す。 イ 身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡す。この場合、警察官は死体見分調書を作成し、医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成する。
遺体措置	遺体措置は、衛生偵察班・健康福祉班が行う。
遺体収容	ア 遺体の取り扱いについては、河津町遺体取扱マニュアルで定められているので、これに沿った取扱いとする。 イ 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることがないように注意する。
埋火葬	ア 火葬は、伊豆斎場で措置する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

区 分	内 容
	イ 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、町長が指定する墓地に仮埋葬する。

3 静岡県への要請事項

町長が、遺体の搜索、措置、埋火葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請する。

区 分	内 容
河津町の要請	ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体処理に必要な器材、資材の数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
静岡県の実施	ア 遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣 イ 遺体の措置に必要な器具、資材の調達斡旋 ウ 輸送車両の斡旋 エ 大規模な遺体収容所の設置 オ 火葬要員の斡旋 カ 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬応援の依頼、調整

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬または火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行う事が出来るほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第17節 障害物除去計画【建設課、防災課、産業振興課】

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することができない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料編 資料11-7のとおり。

（資料編 資料11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照）

2 町の実施事項

区 分	内 容
動員要請	町職員、消防団、(一社)静岡県建設業協会、自主防災組織及び自衛隊（本章 第27節 自衛隊派遣要請計画）等を対象とし、被害の状況に応じ、適宜動員要請する。
除去用車両の調達	本章 第19節 輸送計画に定めるところにより措置する。
除去作業用機械器具の調達	応急機械等により措置する。
集積場所	障害物の集積は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置する。

3 静岡県への要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請する。

区 分	内 容
要請時に明確にすべき事項	ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 集積場所の有無
静岡県への要請事項	ア 障害物除去要員の動員派遣 要員は県職員、自衛隊等を対象とする。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

区 分	内 容
	イ 機械器具の調達斡旋 県有機械器具、市町有機械器具、その他を調達する。 ウ 建設業者の協力依頼（従事命令を含む。） 協定等に基づく人員・資機材を調達する。

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第18節 社会秩序維持計画【防災課、企画調整課】

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について、町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

1 実施事項

(1) 住民に対する呼びかけ

町長は、被災地における流言飛語を始め、各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、次のとおり、調査及び対策を講ずる。

ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ 特定物資の報告徴取、立入検査等

(ア) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

(イ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

2 静岡県に対する要請

町長は、町内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、静岡県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第19節 輸送計画【防災課】

- この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

（資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照）

1 実施方法

区 分		内 容
陸上輸送	町有車両の活用	資料編 資料 12-1 に基づき実施する。
	運送業者車両の借上げ	ア 民間営業車両の協力により輸送を必要とする場合には、随時借り上げるものとし、必要に応じ協定締結により要請する。 イ 町内で車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上、他の市町より調達することが適当と認められるときは、静岡県及び他の市町に協力を要請する。
	陸上自衛隊の要請	本章 第 27 節 自衛隊派遣要請計画による
海上輸送	輸送方法	ア 海上輸送は、伊豆漁業協同組合（稲取支所）へ要請して実施する。 イ 大規模災害発生時には、道路にも多大な影響を受けると考えられるため、町では特に海上輸送を強化する。具体的には、防潮堤の嵩上げにより安全性を確保し、各漁港を中継し物資を輸送する。 ウ 海上輸送の核となる伊豆漁業協同組合（稲取支所）とは、協定締結により協力要請するとともに、その体制の構築を検討する。
	海上自衛隊の艦艇	本章 第 27 節 自衛隊派遣要請計画による。
	海上保安庁の船艇	本章 第 28 節 海上保安庁に対する支援要請計画により行う。
静岡県への要請		ア 町外からの海、陸、空路（ヘリコプター）の輸送については、静岡県に要請して実施する。 イ 町長が、輸送計画について知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請する。

（資料編 資料 12-1 町有車両一覧表 参照）

2 災害救助法適用による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の措置（埋葬を除く） ただし、特に必要な場合には事前に静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。ただし、事前に静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第20節 交通応急対策計画【建設課、防災課、産業振興課、伊豆急行(株)】

この計画は、交通施設に係わる災害に際して、町長、道路管理者、静岡県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生したときは、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施する。
交通路の確保	主要な道路、橋梁及び漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止及び制限	ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な廻り道を、道路標識をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。
道路の応急復旧	ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、静岡県は、交通上密接である町道等について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことができる。 イ 町長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 町長は、町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 住民は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。 (ウ) 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

区 分	内 容
	ウ 仮設道路の設置 既設道路のすべてが損壊し、他の交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路の敷設の必要が生じた場合は、静岡県及び町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずる。
経費の負担区分	ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 イ 緊急の場合における応急復旧の経費 町長が町内で他の管理者の属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担する。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。 ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度静岡県及び町が協議して、経費の負担区分を定める。

2 静岡県知事又は静岡県公安委員会の実施事項

(1) 災害時における交通の規制等

- ア 静岡県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- イ 静岡県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- ウ 静岡県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。
- エ 静岡県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- オ 静岡県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(2) 通行の禁止又は制限に係る標示

静岡県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図（資料編資料12-3）に掲げる標示を設置しなければならない。

（資料編 資料12-3 通行の禁止又は制限についての標示の様式 参照）

(3) 緊急通行車両の確認

- ア 静岡県知事又は静岡県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出に

より、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。

イ 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」別図（資料編 資料 12-4）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編 資料 12-6）を交付する。

（資料編 資料 12-4 緊急通行車両標章 参照）

（資料編 資料 12-6 緊急通行車両確認証明書 参照）

（4）緊急通行車両の事前届出

ア 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は、指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、静岡県公安委員会に対して事前届出をすることができる。

イ 静岡県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

ウ 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

（資料編 資料 12-5 緊急通行車両事前届出チャート等 参照）

（資料編 資料 12-7 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証 参照）

（5）交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限する。

3 鉄道事業者（伊豆急行(株)）の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者（伊豆急行(株)）は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流出等応急復旧を要する被害が生じた時は、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議する。

第21節 応急教育計画【教育委員会、福祉介護課】

この計画は、災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する町の実施事項を定め、小学校児童、中学校・高等学校生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	ア 教科書及び教材 イ 文房具 ウ 通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む）：1か月以内 文房具及び通学用品：15日以内 ただし、静岡県を通して内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料編 資料 11-7 のとおり。

（資料編 資料 11-7 災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表 参照）

2 実施方法

（1）学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる生徒等の人員は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握すること。
- イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。
- ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。
- エ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。
- オ 給与品目は、各人の被害状況・程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。
- カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上、給与する。

（2）応急教育等の実施事項

- ア 分散授業又は二部授業の実施
- イ 町有施設、近接小中学校の一時借用
- ウ 教職員の確保
- エ 文教施設の応急復旧対策計画
- オ 学校給食（本章 第9節 食料供給計画）により措置する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

3 静岡県への要請

町長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に幹旋を要請する。

- (1) 応急教育施設の幹旋確保
- (2) 集団移動による応急教育の幹旋及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達幹旋

4 文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、町は管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、でき得る範囲の援助をし、文化財の保全に務める。

（資料編 資料 13-2 指定文化財の状況一覧表 参照）

第22節 社会福祉計画【福祉介護課】

町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 実施事項

(1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者への応急措置

- ア り災社会福祉施設の応急復旧
- イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護の斡旋
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員の斡旋

(2) り災低所得者に対する生活保護の適用

り災低所得者に対する生活保護の適用

(3) り災者の生活相談

区 分	内 容
実施機関	町（被害の大きい場合は静岡県と共催）
相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
協力機関	静岡県、静岡県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、日本赤十字社静岡県支部、その他の関係機関

(4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

区 分	内 容
実施機関	社会福祉協議会（町、静岡県）
相談種目	町、静岡県、民生委員・児童委員
貸付対象	り災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む）
貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による

(5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

区 分	内 容
実施機関	静岡県
相談機関	町、民生委員・児童委員
貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む）
貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

(6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等

区 分		内 容
実施機関	児 童	町、静岡県
	18 歳以上	町
協力機関	児 童	民生委員・児童委員
	18 歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者更生相談所
対 象		り災身体障害児者
交付等の内容		ア 災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 イ 災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ウ り災身体障害児者の更生相談

(7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

区 分		内 容
実施機関		町
支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
	災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
	災害援護資金	り災世帯
支給及び貸付額		「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき町が条例で定める額

(8) 被災者（自立）生活再建支援制度

区 分	内 容
実施機関	（財）都道府県会館（県単制度は県）
支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額

(9) 義援金品の募集及び配分

区 分	内 容
実施機関	町、静岡県
協力機関	教育委員会（町、県）、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会、社会福祉協議会（町、県）、報道機関、その他関係機関
募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定
配分方法	関係機関の募集配分委員会で協議決定

(10) 義援品の受け入れ

区 分	内 容
実施機関	町、静岡県
協力機関	報道機関、その他関係機関
受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、町のホームページや報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第23節 消防計画【下田消防本部、消防団】

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

(1) 町消防活動体制

町は、町内に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、河津町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。

(資料編 資料 7-1 下田地区消防組合同規約 参照)

(資料編 資料 7-2 河津町消防団の概要 参照)

(2) 広域協力活動体制

ア 町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。

イ 静岡県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

(3) 大規模林野火災対策

ア 町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険、その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

イ 要請を受けた知事は、静岡県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、下田消防本部及び消防団は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援する。

(4) 危険物施設の災害対策

ア 危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずる。

イ 消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意する。

(5) ガス災害対策

町は、簡易ガス及び高圧ガスの災害の特殊性にかんがみ、簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力して、ガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずる。

第24節 水防計画【下田消防本部、消防団】

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき、町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定し、もって町内各河川、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

1 水防組織及び非常配備体制

（1）町水防本部

水防本部長（町長）は、洪水等において水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解除するまでの間、町水防本部を設置するとともに、下田消防本部、消防団、町職員と一体となって水防活動を実施する。

（2）町災害対策本部

ア 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。

イ 本部長（町長）は、必要に応じて本部会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。

ウ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

（ア）防災対策の総合調整

（イ）情報収集、発信、広報

（ウ）関係機関への支援要請

 a 知事への自衛隊災害派遣要請

 b 海上保安庁への支援要請

 c 応援協定締結機関等への支援要請

 d 医療機関等への協力要請

 e その他関係機関への応援要請

（エ）二次災害等発生防止措置

（オ）静岡県への報告

（カ）広報に関する事項

（3）非常配備体制

水防本部長（町長）が水防本部員を非常配備に就かせるための指令は、次の場合に行う。

ア 水防本部長が自らの判断により必要と認めるとき

イ 水防本部長が気象担当者の状況判断により進言のあったとき

ウ 静岡県水防本部及びその他の水防機関からの指令があったとき

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(4) 消防団に対する配備体制

区分	配備基準
待機	(注意報、警報が発せられたとき)本部員を本部に待機させ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入り得る状態におく。
準備	(河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、また気象状況等により、高潮、津波の危険が予知されるとき)班長以上が分団ごとに所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、団員の配備計画にあたる。また、予報内容や災害発生の想定時間を考慮した上で、必要に応じて河川、堤防、水門等の巡視を行なう。
出動	(前2項以上となり必要と認めるとき)団員全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。

2 情報の収集・伝達

情報の収集及び避難のための指示・伝達は、本章 第4節 通信情報計画及び第7節 避難救出計画 1 避難誘導に準ずる。

3 広報活動

広報活動は、本章 第5節 災害広報計画に準ずる。

4 水防資機材の整備及び調達

消防団資機材については消防ポンプ自動車8台、小型動力ポンプ付積載車4台、可搬ポンプ11台、水防倉庫は消防蔵置場と併用とし町内に11ヶ所あるが、不足する水防資材については河津町商工会、(一社)静岡県建設業協会(下田地区)に要請し協力を求める。

(資料編 資料7-2 河津町消防団の概要 参照)

5 指定水防管理団体・水防機関

(1) 指定水防管理団体

ア 指定水防管理団体とは、「水防法」第4条の規定により、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で知事が指定した市町等をいう。

イ 指定水防管理団体は、毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事に届け出る。

ウ 当該団体の水防協議会を設置しない場合には、町防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出る。

管理団体名	主要河川名
河津町	河津川

(2) 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は、下田消防本部、消防団をもって充てる。

6 水防に関する予警報

(1) 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報及びこれを受領した知事から、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項が通知される。

(2) 氾濫危険水位（特別警戒水位）の水位到達情報

県は、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、氾濫危険水位（特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が通知された場合、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

氾濫危険水位（特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、避難の目安となる水位である。

静岡県知事が行う氾濫危険水位（特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域

水系名	河川名	区域	区域延長
河津川	幹川	左岸 賀茂郡河津町梨本～海まで 右岸 賀茂郡河津町梨本～海まで	8,000m

(3) 水位の観測及び雨量観測

下田土木事務所長（水防区長）は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により静岡県水防本部長に報告するとともに、関係のある水防管理者等に通報する。

氾濫危険水位（特別警戒水位）設定河川の対象水位観測所

水系名	観測所名	事務所名	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	既往最高水位	堤内地盤高
河津川	峰大橋	下田土木	1.50	2.50	3.10	3.30	2.10	左右

第25節 応援協力計画【防災課、関係各課】

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興を図るため町長が他市町村及び民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定める。

1 要請の実施基準

区分	配備基準
静岡県への要請	他の計画の定めるところにより、町長は民間団体の協力を必要と認めたときは、知事に対し、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請する。
協力要請対象団体	ア 男女共同参画団体 イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団

2 実施方法

区分	配備基準
他の市町村長に対する応援要請	ア 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を求める。 イ 県外から必要な応援要員を導入した場合、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。
県外との応援協定	ア 町では、渋谷区と災害時相互応援協定（H16年）を結んでおり、長野県白馬村とは姉妹都市提携を結んでいる。また、白馬村と災害時の相互応援協定（H8年）を締結している。 イ 静岡県、山梨県、神奈川県、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村による災害時相互応援に関する協定書を平成19年に締結している。

（資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照）

第26節 ボランティア活動支援計画【防災課、町社会福祉協議会】

この計画は、災害時に町がボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供できるよう定める。

1 町の実施事項

(1) 町災害ボランティア支援本部の設置及び運用

ア 町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所の斡旋及び配置調整等を行う町災害ボランティア本部を設置する。

イ 町災害ボランティア支援本部は、健康福祉班・町社会福祉協議会の職員及び町災害ボランティアコーディネーター等で構成する。

ウ 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。

(2) ボランティア活動拠点の設置

町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、町災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

町は、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

(資料編 資料 6-2 ボランティア受入れ体制図 参照)

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第27節 自衛隊派遣要請計画【防災課】

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにし、円滑な活動を図ることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、下表の「要請内容」のとおりとする。

区 分		内 容
要請要件	緊急性	差し迫った必要があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索援助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救済品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
	その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 町長の災害派遣要請の要求手続

区分	内 容
要請手続	ア 町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣を要請する。 イ 突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく、緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、町防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ウ 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
要請書 記載事項	ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

自衛隊緊急時連絡先一覧

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 (防災行政無線 150-9002)	235 236 237	301 302
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜 松)	防衛部 防衛班長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 (防災行政無線 153-9001)	3230 〃 3232	3224 3225
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は作戦室	オペレーショ ン室当直幕僚	横須賀 046-822-3500 (防災行政無線 156-9001)	2543 2222	2222 2223

3 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を確立するとともに、作業の実施に必要な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(3) 作業実施に必要な物資、機材等

町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画等の計画の定めるところにより、静岡県に要請する。

(4) 自衛隊との連絡交渉窓口の一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を総務班とする。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(5) 派遣部隊の受入

町長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備する。

区分	内 容
本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等
宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準
材料置場 ・炊事場	屋外の適当な広場
駐車場	適当な広場（車1台の基準は3m×8m）

（資料編 資料 6-1 自衛隊受入体制 参照）

4 災害派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

5 経費負担

自衛隊が災害応急対策のため、必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担する。

6 その他

町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努める。

第28節 海上保安庁に対する支援要請計画【防災課】

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、町が行う災害応急対策の支援

2 町長の支援要請の依頼手続

- (1) 町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。
- (2) 緊急を要するときは、静岡県防災無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。
- (3) 知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア 災害の情况及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を必要とする期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第29節 静岡県防災ヘリコプター支援要請計画【防災課】

この計画は、災害時における静岡県防災ヘリコプターの支援を要請する場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

1 支援の範囲

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、静岡県防災ヘリコプターの支援を要請する。

- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき
- (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

2 町長の支援要請の依頼手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行う。

第30節 電力施設災害応急対策計画【東京電力パワーグリッド(株)】

この計画は、災害の発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「東京電力パワーグリッド(株)防災業務計画」により実施する。

2 静岡県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあたっては、町と十分連絡を取るとともに、必要に応じ静岡県と協議して措置する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第31節 ガス災害応急対策計画【下田消防本部、ガス事業者】

この計画は、ガス災害の発生に際し、住民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、簡易ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。

(資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照)

(2) ガス事業者の緊急体制の警備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ、初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう住民の協力を要請する。

イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ 簡易ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行う。

カ 簡易ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、必要により、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状者が出た場合には、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに、復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

ウ 簡易ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。

エ 簡易ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には暫定供給を考慮する。

3 町、静岡県等との連絡協議

簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、静岡県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

簡易ガス事業者は、ガス事故の報告を町、消防機関及び警察に行う。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第 32 節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画【防災課、下田消防本部】

この計画は、伊豆東部火山群において火山噴火が起こった場合に、住民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。計画の運用、平常時対策、災害応急対策については、「静岡県地域防災計画 火山災害対策編 I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画」に記載する。

（資料編 資料 9-8 火山情報の種類と発表基準 参照）

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

第33節 突発的災害に係る応急対策計画【防災課、下田消防本部】

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

計画の運用については、本編 第5章 大規模事故対策 第8節 突発的災害に係る応急対策計画に記載する。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画【関係各課】

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、本編 第3章 災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 専用水道災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 温泉災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 診療所施設、病院等災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 公共施設災害復旧事業計画
- 14 被災中小企業復興計画
- 15 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定【防災課、総務課】

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行うものである。

1 基本方針

町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

2 実施事項

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

第3節 被災者の生活再建支援【防災課、町民生活課、福祉介護課】

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

町長は、「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

町長は、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

(3) 費用の補助

静岡県は町からの被災状況報告を踏まえ、災害弔慰金と災害障害見舞金の国、県負担分を町に補助する。

2 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

記 載 事 項	
静岡県への報告	(ア) 死亡者数 (イ) 負傷者数 (ウ) 全壊・半壊住宅数 等
被災者台帳	(ア) 氏名、生年月日、性別 (イ) 住所又は居所 (ウ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 (エ) 援護の実施の状況 (オ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用す

るとき。

3 被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

項 目	内 容
り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、希望者には遅滞なく被災状況調査を実施し、り災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
義援金の募集等	ア 町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 静岡県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

4 要配慮者への支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し静岡県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

- ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

5 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第4節 風評被害の影響の軽減【産業振興課】

風評被害の影響の軽減を図るため、町が実施する主な風評被害対策は次のとおりである。

1 正しい情報の提供

町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、町長は、安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

町は、静岡県、近隣市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講ずる。

また、迅速な対策を講ずることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

第5章 大規模事故対策

第1節 大火災対策計画【下田消防本部、消防団】

1 総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

(1) 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容	
河津町	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防救急の広域化の推進 エ 消防職員・消防団員の教育 オ 消防団の活性化 カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡県	消防体制の整備	ア 消防救急の広域化の推進 イ 消防職員・消防団員の教育 ウ 消防団の活性化 エ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 静岡県防災ヘリコプターによる支援 イ 自衛隊等への支援要請 ウ 消防庁への応援要請
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(2) 過去の顕著な災害

町において、過去に記録に残る大火災の発生事例はない。

なお、静岡県内における明治36年以降の主要な大火は、次のとおりである。ただし、戦争による火災は含まれていない。

静岡県内における主要な大火災の発生事例

発生年月日	焼失数	場 所	記 事
明治36(1903)年 1月6日	453戸	焼津町 城之腰鰯ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速 ENE4.6m/s、最小湿度 66%
大正2(1913)年 3月3日	1,451戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速 ENE6.1m/s、最小湿度 46%
大正15(1926)年 12月10日～11日	756戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速 SW11.7m/s、最小湿度 50%
昭和7(1932)年 4月21日～22日	1,300戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速 WSW2.8m/s、最小湿度 33%
昭和15(1940)年 1月15日～16日	1,521戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速 W9.6m/s、最小湿度 22%
昭和18(1943)年 3月13日～14日	林 野 1,280ha 40戸	磐田郡竜山村秋 葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速 WNW9.8m/s、最小湿度 33%
昭和18(1943)年 3月17日	林 野 1,050ha	富士郡上井手村 (富士宮市)人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島で WSW7.7m/s、最小湿度 29%
昭和21(1946)年 4月2日～3日	林 野 千数百 ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速 SW13.3m/s、最大湿度 50%
昭和25(1950)年 4月13日	1,416戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代で ENE11.2m/s、最大湿度 54%
昭和32(1957)年 2月28日	104戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が15時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速 W12.9m/s、最小湿度 19%
昭和35(1960)年 11月17日	119戸	榛原郡川根町 家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速 NNE 4.6m/s、最小湿度 52%

総論
第1章

災害予防計画
第2章

災害応急対策計画
第3章

復旧・復興対策
第4章

大規模事故対策
第5章

(3) 予想される災害と地域

項 目	内 容
火災が発生しやすい気象条件	ア 風速、湿度等の気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。 イ 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。 (ア) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風 (イ) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で空気が乾燥し、実効湿度が低下
林野火災	ア 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。 イ 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。
伊豆地方の気象条件	ア 気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。 イ 風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の1月、2月では10m/s以上になる日数は共に50%ぐらいとなっている。 ウ 低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。 エ 東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

2 火災予防計画

町は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため、建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

(1) 消防体制の整備

項 目	内 容
消防組織の確立	町は、町内及び地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期す。
消防施設の整備	町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期す。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進する。
消防力の現況	町の消防力の現況は、資料編 資料 7-2 のとおりである。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 町は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進する。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。

(資料編 資料 7-2 河津町消防団の概要 参照)

(2) 火災の予防対策

項 目	内 容
建物不燃化の指導	町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会を捉えて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を下田消防本部等の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

(3) 林野火災対策の推進

町は、森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

項 目	内 容
林野火災 関係機関	町、下田消防本部、町教育委員会、伊豆森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、伊豆森林管理署、伊豆急行(株)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター
林道(防火道) 等の整備	林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の 普及啓発	静岡県山火事予防運動期間中に、ポスター、チラシ、町広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動を行い、広く住民に対し、山火事予防意識の啓発を図る。
巡視員、監視員 によるパトロール	巡視員、監視員を配置し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。
消防資機材 の配備	森林火災の多発、大型化に加え、2市町以上にまたがる場合を考慮し、隣接消防、自衛隊等地理不案内者の便益に供するため、各種の森林火災関係施設等を具備した図面を整備する。
火災気象通報 の取扱い	町長は、消防法第22条第3項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由して伝達される火災気象通報について、次により取り扱う。 ア 火災気象通報の基準(おおむね市町単位(二次細分区域)) (ア) 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、おおむね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 (イ) 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 (ウ) 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 (エ) 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 イ 火災警報の発表 町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずる。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

3 災害応急対策計画

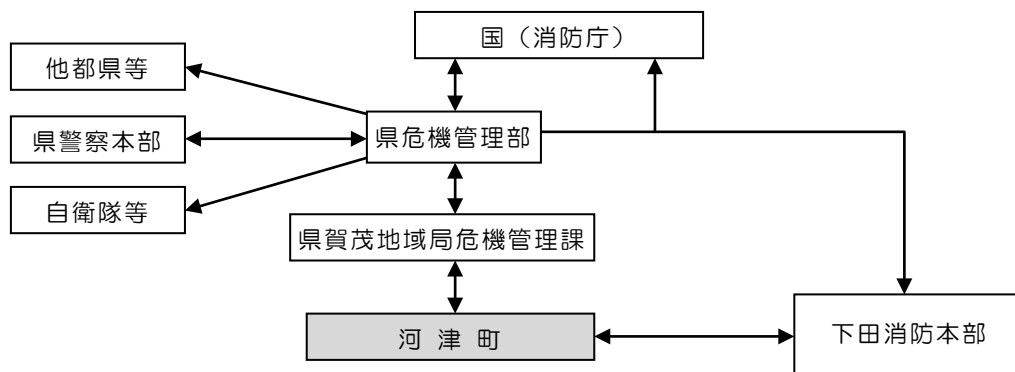
この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

(1) 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

項 目	内 容
町消防活動体制	町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、河津町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期す。
広域協力活動体制	ア 町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。 イ その際、静岡県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。 (ア) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (イ) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (ウ) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	ア 町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 イ 要請を受けた知事は、静岡県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援する。
消防庁への応援要請	町は、県内の消防力だけでは対応できない場合には、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(資料編 災害時の応援協定等一覧表参照)

(2) 情報伝達系統図



(3) 町の対応

町は、大規模火災が発生した場合は、「大規模火災災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。また、必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

体 制	内 容	
大規模火災 災害応急体制	体制配備 基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ その他、町長が指示したとき
	組 織	本編 第3章 第2節 組織計画を準用
	任 務	本編 第3章 第2節 組織計画を準用
災害対策本部	設置基準	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
	任 務	資料編 資料 2-4、資料 2-5 を準用
	会 議	資料編 資料 2-4、資料 2-5 を準用

(資料編 資料 2-4 河津町災害対策本部条例 参照)
(資料編 資料 2-5 河津町災害対策本部運営要領 参照)

4 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図る。

各機関が実施する対策は次のとおりである。

機関名	対策内容
河津町	関係機関等との連携及び静岡県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
静岡県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	静岡県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第2節 大爆発対策計画【下田消防本部、下田警察署】

1 総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、町及び関係機関は、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱い等の自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

(1) 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
河津町及び関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施
静岡県	ア 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 イ 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 エ 大規模事故発生時の危機管理対応 オ 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指
下田警察署	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
下田消防本部	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

(2) 過去の顕著な災害

町において、過去に記録に残る高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故の発生事例はない。

なお、静岡県内における大規模な爆発事故は、次のとおりである。

ア 静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和 55（1980）年 8 月 16 日
発生場所	JR 静岡駅前地下街
事故状況	・ガスによると見られる 2 回の爆発と、これに伴う火災が発生した。 ・1 回目の爆発の原因は不明である。2 回目の爆発は、1 回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径 100m の区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。
被害状況	通行人、消防隊員ら 15 名が死亡、222 人が重軽傷を負った。
対応措置	この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス検知器の設置、LP ガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

イ 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生年月日	昭和 58（1983）年 11 月 22 日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	・施設の改装工事により調理器具の撤去をおこなった際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。 ・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したものの。
被害状況	客や従業員等 14 名が死亡し、27 名が重軽傷を負った。

(3) 予想される災害と地域

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

また、高圧ガス、危険物、火薬類等は、産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。

ア 町における危険物施設

町内の危険物施設は、資料編 資料 7-3 のとおりである。

イ 町及び賀茂地域における火薬類製造施設

市町名	事業所名	製造する火薬類
南伊豆町	(株) ホソヤエンタープライズ 伊豆工場	打揚煙火、玩具煙火

ウ 町及び賀茂地域における高圧ガス製造事務所

下田市：液化石油ガス L P G 3 施設、一般高圧ガス 1 施設

賀茂郡：液化石油ガス L P G 4 施設

(資料編 資料 7-3 危険物製造所等(石油類)の施設一覧表 参照)

2 災害予防計画

(1) ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

ア ガス事業の現況

簡易ガス事業者（「ガス事業法」に定める簡易ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、資料編 資料 7-4 のとおりである。

（資料編 資料 7-4 簡易ガス事業者一覧表 参照）

イ ガス保安体制の整備

項 目	内 容
防災計画の作成等	ガスによる災害を防止するため、簡易ガス事業者は「災害対策基本法」の規定に準ずる防災計画を作成し、県及び町に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。
保安規程の写の提出	簡易ガス事業者は、「ガス事業法」第 30 条の規定による保安規程の写を下田消防本部に提出する。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	（ア）県にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。 （イ）簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を下田消防本部に提出する。

ウ ガス災害の予防対策

項 目	内 容
簡易ガス	（ア）簡易ガス事業者は、ガスの製造施設、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。 （イ）簡易ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。 （ウ）簡易ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡を取り、現場立会等を実施する。 （エ）他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、簡易ガス事業者と連絡、協議をするとともに簡易ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。 （オ）簡易ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。
高圧ガス	（ア）高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 （イ）町は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

項 目	内 容
	(ウ) 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。 (イ) 町及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。 また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報機の普及等の保安指導を行う。

エ 高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築

高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (ア) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (イ) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (ウ) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- (エ) 事故や災害への対処訓練の実施
- (オ) 関係機関との災害防止協定や関係事業者との相互援助協定等の締結

オ 高圧ガス関係団体等の保安体制の構築

項 目	内 容
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。
LPガスの自主保安の推進	ア 製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 イ 一般消費先の安全対策 (ア) 安全機器、地震対策機器の普及促進 (イ) 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 (ウ) ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起

カ LPガスの保安推進

LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、静岡県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者がLPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。

- (ア) 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施
- (イ) 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備
- (ウ) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収
- (エ) 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進

キ ガス保安施設の整備

項 目	内 容
ガス遮断装置の設置	簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	簡易ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

ク 高圧ガス運搬車両の保安指導

高圧ガス運搬中の事故を防止するため、静岡県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。

ケ 防災訓練

町は、静岡県、警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

コ ライフライン連絡協議会による連携強化

静岡県が開催するライフライン協議会等を通じ、事故防止措置や災害対応におけるガス関係事業者との連携を強化する。

(2) 危険物災害予防計画

各機関が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

項 目	内 容
施設の現況	危険物製造所等（火薬類、石油類）の施設の現況は、資料編資料 7-3 のとおりである。
予防査察	ア 監督機関及び関係機関は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。 イ 監督機関及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。 ウ 監督機関及び関係機関は、危険物規制行政について、県の指導助言を受け、下田消防本部や消防団など町の消防機関において実施する。 エ 監督機関及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。 オ 監督機関及び関係機関は、下田消防本部に化学消火機材を整備する。
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施

項 目	内 容
	オ 関係機関との災害防止協定や関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全週間	ア 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 イ 危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、静岡県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア 事故対応マニュアルの策定 イ 危険物運搬車両の監視指導 ウ 事故対応合同訓練防災訓練
防災訓練	町は、警察、消防、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等及び静岡県と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。
保安教育	監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

(資料編 資料 7-3 危険物製造所等(石油類)の施設一覧表 参照)

(3) 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、静岡県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

ア 火薬類関係事業者の自主保安体制の構築

火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (ア) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (イ) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (ウ) 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施
- (エ) 事故や災害への対処訓練の実施
- (オ) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

イ 火薬類関係事業所の監視指導

- (ア) 町、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。

(イ) 町及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。

(ウ) 町及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。

ウ 火薬類危害予防週間

(ア) 関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。

(イ) 火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る。

3 災害応急対策計画

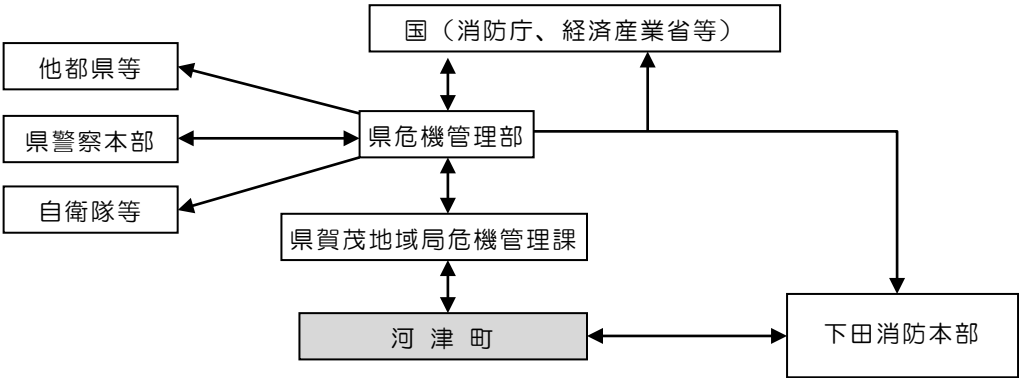
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前節に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

(1) 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
河津町 下田消防本部	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 町の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
静岡県	ア 災害対策本部の設置 イ 防災対策の総合調整 ウ 情報収集・発信、広報 エ 国等との連絡調整 オ 自衛隊等への支援要請 カ 事故調査
静岡県警察 (下田警察署)	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

(2) 情報伝達系統図



(3) 町の対応

大規模な爆発事故が発生した際は、「突発的災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。また、必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

体 制		内 容
突発的災害 応急体制	配備基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ その他、町長が指示したとき
	組織	本編 第3章 第2節 組織計画を準用
	任務	本編 第3章 第2節 組織計画を準用
災害対策 本部	設置基準	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
	任務	資料編 資料 2-4、資料 2-5 を準用
	会議	資料編 資料 2-4、資料 2-5 を準用

（資料編 資料 2-4 河津町災害対策本部条例 参照）
（資料編 資料 2-5 河津町災害対策本部運営要領 参照）

4 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

(1) 原因究明と是正措置

項目	内 容
発災事業者 の対応	ア 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 イ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ウ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

第1章	総論
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画
第4章	復旧・復興対策
第5章	大規模事故対策

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

項目	内 容
関係機関の対応	ア 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 イ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	ア 発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限にとどめるよう配慮する。 イ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ウ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 エ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 オ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開・広報	ア 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 イ 町は住民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

第3節 道路事故対策計画【建設課、下田警察署、下田消防本部】

1 総則

町内の町道、県道、国道等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、静岡県及び町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

(1) 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
河津町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること オ 静岡県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること
道路管理者 （県、町）	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
静岡県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること
静岡県警察 （下田警察署）	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 災害に係る交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 住民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局 （清水港湾事務所・ 下田港事務所・沼 津河川国道事務所）	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方 気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

機関名	内 容
	また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
下田消防本部	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの119番通報に対する確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

(2) 過去の顕著な事故

災害名	事故状況
東名日本坂トンネル火災事故	- 昭和54（1979）年7月11日18時40分ごろ、東名高速道路日本坂トンネル下り（現在は上り右ルート）トンネル内で乗用車2台と油脂を積んだトラック4台が絡む追突事故が発生し、7名が死亡し2名が負傷した。 - トンネルはスプリンクラーや排煙装置など当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。死亡者以外のドライバーや同乗者たちは全員無事に避難できたが、鎮火まで65時間を要し、173台の自動車が焼失するという大火災となった。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の重大事故である。
熊野町ジャンクション火災事故	- 平成20（2008）年8月3日5時52分、首都高速5号池袋線下り走行中のタンクローリーが、熊野町ジャンクション内の急な右カーブを曲がりきれずに横転し、左側側壁に衝突炎上する事故が発生し、運転手は腰を強く打ち重傷、積荷は5時間半あまりに渡って炎上し、11時34分に鎮火した。 - 火災の熱により上下2階建構造で上を走る上り線の路面がゆがみ、鉄製の橋桁が長さ40mに渡って変形、最大60cm沈み込んだ。また、熊野町ジャンクションの近隣のマンションの外壁が火災の熱で焼けるという単独車両としては国内史上最大規模の損壊事故となった。
豊浜トンネル崩落事故	平成8（1996）年2月10日午前8時10分頃、国道229号（北海道後志管内古平町）豊浜トンネルの古平町側の坑口付近において岩盤（最大高さ70m・最大幅50m・最大厚さ13m・体積11,000m³・重さ27,000tと推計）が崩落。トンネル内を走行中だった北海道中央バスの積丹町余別発小樽駅前行き路線バス（乗客18名、運転手1名）と、後続の乗用車（1名乗車）の2台が直撃を受け、20名全員が死亡した。
飛騨川バス転落事故	昭和43（1968年）8月18日、岐阜県加茂郡白川町の国道41号において、乗鞍岳へ向かっていた観光バス15台のうち、岡崎観光自動車所有の2台のバスが、集中豪雨に伴う土砂崩れに巻き込まれて増水していた飛騨川に転落し、乗員・乗客107名のうち104名が死亡した。

災害名	事故状況
中央自動車道 笹子トンネル 天井板落下事故	・平成 24（2012）年 12 月 2 日午前 8 時 3 分頃、山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線笹子トンネル内において、コンクリート製の天井板（厚さ約 8cm、重さ約 1.2 トン）が約 130m にわたり崩落し、車両 3 台が天井板の下敷きになるとともに、火災が発生した。この事故により、死者 9 名、負傷者 2 名が発生し、日本の高速道路上での事故としては、死亡者数が史上最多の事故となった。

（3） 予想される事故と地域

ア 町内の道路状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

道路の種類	路線数	実延長（m）
一般国道	2	32,068
県 道	2	10,371
町 道	893	241,580
合 計	897	284,019

イ 町内の交通量

町内における平均交通量は、平日が 4,375 台/12h である（平成 27 年道路交通センサス）。また、平均大型車混入率は 10.2% である。

ウ 町内の交通事故件数等

令和 2 年中に町内で発生した交通事故は 47 件で、死者数は 1 人となっている。

エ 道路交通危険箇所

令和 2 年における町内の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

道路種別	落石・崩壊	その他	計
一般国道	41	31	72
県 道	5	2	6
町 道	不明	不明	不明
合 計	46	33	78

オ 予想される道路事故の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては次のものが考えられる。

区 分	内 容
自然災害等に起因するもの	ア 落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 イ 河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	ア トンネル内での車両火災 イ 道路上での危険物等の漏洩 ウ バスの転落等事故
その他	沿道での大規模火災等

2 災害予防計画

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

(1) 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
河津町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 (県、町)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立（情報連絡を含む） エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
静岡県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
静岡県警察 (下田警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む） ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
静岡地方気象台	ア 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等 イ 気象等の防災情報の提供等 ウ 気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局 (清水港湾事務所・ 下田港事務所・沼 津河川国道事務所)	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
下田消防本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

(2) 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図る。

(3) 防災訓練

町及び静岡県、防災関係機関は、町、静岡県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施する。

(4) 関係機関との相互連携体制の整備

ア 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

3 災害応急対策計画

町は、事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

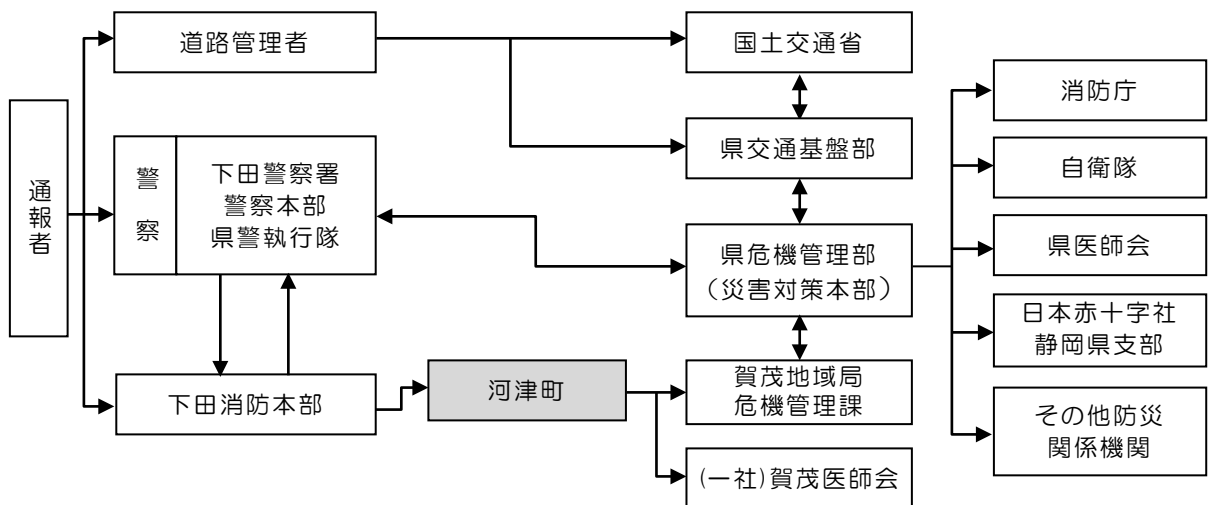
(1) 情報の収集・伝達

ア 町は、道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、静岡県へも報告する。

イ 町は、災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。また、迂回路等の情報と併せて随時、静岡県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、広報活動を行う。

ウ 町及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

情報連絡系統図



(2) 応急体制

ア 河津町

(ア) 突発的災害応急体制（事前配備体制）

事故の連絡を受けた町は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

(イ) 任務

町は、次の事項を処理する。

- a 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- b 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- c 遺体の処理
- d 道路の応急復旧

イ 静岡県及び防災関係機関

静岡県及び防災関係機関は、次の事項を処理する。

機関名	内 容
静岡県	(ア) 防災対策の総合調整 (イ) 情報収集、発信、広報 (ウ) 関係機関への支援要請 - a 自衛隊への災害派遣要請 - b 海上保安庁への支援要請 - c 消防庁、他都県等への支援要請 - d 医療機関等への協力要請 - e 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 - f その他関係機関への応援要請 (エ) 二次災害等発生防止措置 (オ) 消防庁への報告 (カ) 広報に関する事項
道路管理者 (県、町)	(ア) 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 - a 主要交通路（迂回路）の確保 - b 災害時における通行の禁止又は制限 (イ) 道路施設の応急復旧活動に関すること - a 道路の応急復旧 - b 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
静岡県警察 (下田警察署)	(ア) 災害関係情報の収集及び伝達 (イ) 被害実態の早期把握 (ウ) 負傷者等の救出救助 (エ) 災害に係る交通上の措置 (オ) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (カ) 検視及び行方不明者の捜索 (キ) 県民の安全確保と不安解消のための広報 (ク) 関係機関の行う災害復旧への協力 (ケ) その他必要な警察業務
下田消防本部	(ア) 消火活動 (イ) 被災者の救出、救護 (ウ) 負傷者の医療機関への搬出

機関名	内 容
医療機関	(ア) 救護所の開設 (イ) 負傷者に対する医療処置 (ウ) 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

(3) 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、次の措置を行う。

ア 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の 拡散防止及び 除去	(ア) 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 (イ) 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。防災関係機関は、次の事項を処理する。
二次災害 の防止	(ア) 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 (イ) 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、静岡県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 (ウ) 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 (エ) 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

イ 住民の安全確保

- (ア) 危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、町等は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難所を開設する。
- (イ) 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。
- (ウ) 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

4 災害復旧計画

(1) 災害復旧計画の策定

町は、関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

(2) 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

(3) 安全性の確保

町は、応急対策がおおむね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認後は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く住民に周知を図る。

(4) 被害者等へのフォロー

ア 健康相談の実施

町は、危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、静岡県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

イ 心の健康相談の実施

町は、発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(5) 再発防止策の検討

ア 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や町が実施した応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しても事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の検討・見直しを促進する。

イ マニュアル等の見直し

静岡県は、本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第4節 船舶事故対策計画【産業振興課、下田海上保安部】

1 総則

町の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、町及び静岡県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については、本章 第5節 沿岸排出油事故等対策計画の定めるところとする。

(1) 過去の顕著な事故

町周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、町周辺海域でも起こらないとは限らない。

発生年月日	事故名	事故状況
昭和29年9月26日 (1954年)	洞爺丸事故	青函連絡船「洞爺丸」が、函館沖で台風15号(洞爺丸台風)の暴風で転覆・沈没し、乗員乗客1,155名が死亡。 このほか、洞爺丸台風では函館沖で停泊していた北見丸(乗員70名死亡)及び十勝丸(乗員59名死亡)が転覆、日高丸(乗員56名死亡)が浸水、第十一青函丸(乗員90名死亡)が船体破断により沈没し、あわせて1,430名が死亡。
昭和30年5月11日 (1955年)	紫雲丸事故	宇高連絡船の「紫雲丸(貨客船)」と「第3宇高丸(貨物船)」が濃霧の中で衝突して、紫雲丸が沈没し、死者166名、負傷者122名。
昭和33年1月26日 (1958年)	南海丸遭難事故	紀阿連絡航路の旅客船「南海丸」が徳島県小松島市から和歌山市に向けて出航したところ、悪天候に遭遇したため紀伊水道沼島沖で沈没し、乗員乗客167名全員が死亡・行方不明。
昭和37年11月18日 (1962年)	—	神奈川県川崎市の京浜運河を航行中のタンカー「第一宗像丸」(総トン数1,972t)が、「タラルド・プロビーグ」(同21,634t)に衝突。「第一宗像丸」の積荷のガソリンが炎上し、付近を航行していた太平丸(同89t)と宝栄丸(同62t)も巻き込まれて炎上し、4隻で41人が死亡。

(2) 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は次のとおりである。

海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

なお、町の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座礁による遭難、火災等の災害が予想される。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

主な形態	内 容
衝突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、棧橋、流水等）に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下において大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ 90 度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

《参考：海上災害に関する基本的な考え方》

- ・海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・さらに、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。
- ・特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

【海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容】

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第 12～14 条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第 2 条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
町長	水難救護法第 1 条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した町長の責務
静岡県警察	水難救護法第 4 条	救護の事務に関し市町長を補助

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

2 災害予防計画

町及び静岡県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

(1) 防災体制の整備

機関名	内 容
河津町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 海上交通の安全確保のための措置 漁船の操業安全指導海域内における指導、災害予防通信及び港内パトロール等を実施し、海上交通の安全確保に努める。 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県警察 (下田警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁第三 管区海上保安本部 (下田海上保安部)	ア 情報連絡体制の整備 イ 救難資機材等の整備及び備蓄 ウ 海上交通の安全確保のための措置 (ア) 管轄海域及び静岡県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 (イ) 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
下田消防本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上運送 事業者等	ア 情報連絡体制の整備 イ 海上交通の安全確保のための措置 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

機関名	内 容
	オ 海上運送法第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の作成
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
伊豆地区 水難救済会 (伊豆漁業協同組合)	ア 情報連絡体制の整備 イ 各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄 関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材を備蓄に努めるものとする。 ウ 海難救助訓練の実施
国土交通省 中部運輸局	船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

〈特記事項〉

- 1 海難防止指導
下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努めるものとする。
- 2 異常気象時における避難体制の確立
第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努めるものとする。
- 3 防災訓練
静岡県及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。
- 4 関係機関との相互連携体制の整備
 - (1) 海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、おおむね次の事項の調整をしておくものとする。
ア 資機材の保有状況等の資料の交換
イ 消火活動要領及び連絡周知システムの作成
ウ 必要資機材の整備の促進
 - (2) 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。
 - (3) 第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図るものとする。
 - (4) 第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておくものとする。

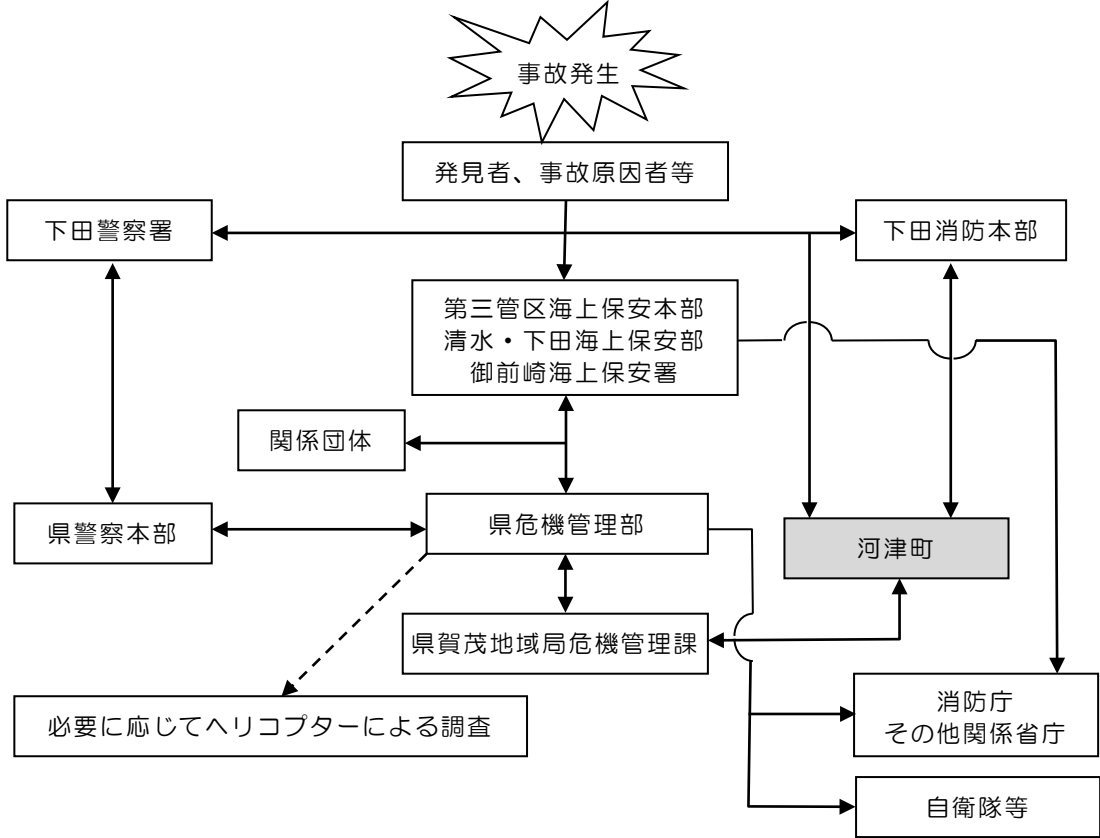
3 災害応急対策計画

海上災害が発生した場合は、町及び静岡県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

(1) 情報の収集・伝達

町は、海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を静岡県の関係部局、他の市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、町及び静岡県のホームページに掲載するとともに、広報活動を行う。

連絡系統図



第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(2) 応急対策

ア 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事 項	船長等	国	静岡県	町
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から静岡県等への情報連絡	・災害対策本部及び方面本部設置	・町災害対策本部の設置
捜索活動	—	・海上保安本部のヘリ等による捜索活動	・海上保安本部等と連携をとった静岡県ヘリ等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部による、静岡県及び町と連携した救助・救急活動	・海上保安本部等と連携した救助・救急のための静岡県ヘリ等の出動	・沿岸海域を中心とする救助・救急活動
医療活動	—	・海上保安本部から町への医療活動要請	・町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	・医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・必要に応じて、静岡県に対して、県医師会、日本赤十字社県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 （必要に応じて）	—	・海上保安本部による地域の消防機関（消防本部、消防団）と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・消火活動 ・必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・必要に応じて、静岡県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動	—	・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、静岡県旅客船協会は、静岡県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又は斡旋	・静岡県は、町とともに、必要に応じて、航空機の到着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	・町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には静岡県に対して調達の斡旋依頼）

注）その他、静岡県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

イ 町の体制

(ア) 突発的災害応急体制（事前配備体制）

町は、事故が多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸市町へ小規模な被害が発生又は発生するおそれがある場合、町長の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

(イ) 任務

町は、次の事項を処理する。

- a 情報の収集・伝達
- b 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立
- c 静岡県又は防災関係機関への協力・応援要請
- d 救助・救出活動
- e 医療救護活動
- f 避難所の開設、避難誘導
- g 住民に対する広報

ウ 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
静岡県	(ア) 防災対策の総合調整 (イ) 情報収集、発信 (ウ) 防災関係機関への支援要請 - a 自衛隊への災害派遣要請 - b 消防庁、他都県等への支援要請 - c 医療機関等への協力要請 - d その他関係機関への応援要請 (エ) 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 (オ) 二次災害等発生防止措置 (カ) 消防庁への報告 (キ) 広報に関する事項
静岡県警察 (下田警察署)	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 捜索活動 (ウ) 救助・救出活動 (エ) 交通規制の実施
海上保安庁第三管区 海上保安本部 (下田海上保安部)	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 海上における治安維持 (ウ) 海上における船舶交通の安全確保 (エ) 海難の際の人命救助及び船舶の救助 (オ) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の應急的な捜査活動
下田消防本部	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 消火活動 (ウ) 救出・救助活動 (エ) 流出危険物に関する対応
海上運送 事業者等	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

実施主体	内 容
	直ちに社内に事故対策本部を設置 (ウ) 海保や市町村等に対する必要な支援の要請 (イ) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (ロ) 二次災害の防止活動 (カ) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 (キ) 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) (ク) 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 (ケ) 代行輸送者、牽引船等の手配 (コ) 乗員の避難誘導 (サ) 乗員に対する広報(ア)情報の収集・伝達
医療機関	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 医療救護活動
伊豆地区 水難救済会 (伊豆漁業協同組合)	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 遭難者の救助

<特記事項>

- 1 捜索・消火活動
下田海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。
- 2 救助・救急活動
遭難船舶を認知した場合は、下田海上保安部、下田警察署、町に連絡する。下田海上保安部、下田警察署、町は海岸等現場において必要な活動を実施する。
- 3 医療救護等
傷病者が多数発生した場合は、町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

※ 災害復旧計画については、本章 第3節 道路事故対策計画 4 災害復旧計画に準ずる。

第5節 沿岸排出油事故等対策計画【下田消防本部】

1 総則

町周辺の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための町及び静岡県、防災関係機関の措置を定める。

(1) 過去の顕著な事故

ア 我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）

発生年月日	事故状況
昭和46年 (1971年) 11月30日	リベリア籍タンカー「ジュリアナ」号（総トン数11,684トン）が新潟港外にて荒天錨泊中、風浪に圧流され座礁、船体が破断し原油約7,200キロリットルが流出した。
昭和49年 (1974年) 12月18日	重油タンク底板破損亀裂により、重油約7,500キロリットル～9,500キロリットルが海上に流出し、備讃瀬戸及び播磨灘南部海域に拡散した。
平成2年 (1990年) 1月26日	京都府沖を航行中のリベリア籍貨物船「マリタイム・ガーディニア」号（総トン数2,072トン 燃料油等900キロリットル搭載）が風浪により圧流され底蝕、船体が破断し、燃料油等900キロリットルが流出した。
平成9年 (1997年) 1月2日	日本海を航行中のロシア籍タンカー「ナホトカ」（総トン数13,157トン）号が破断、船体は海底に沈没し、船首部は福井県沖に漂着・座礁。積荷のC重油約6,200キロリットル（推定）が流出、流出した油は、日本海沿岸の10府県海岸に漂着した。
平成9年 (1997年) 7月2日	パナマ籍タンカー「ダイヤモンドグレース」号（総トン数147,012トン原油約257,000キロリットル搭載）が東京湾横浜本牧沖の中ノ瀬付近に座礁、原油約1,500キロリットルが流出した。

イ 静岡県近海での最近の油流出事故

発生年月日	事故状況
平成14年 (2002年) 8月8日	御前崎灯台の南東約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。
平成14年 (2002年) 10月1日	台風接近のため駿河湾向け避難航行中の自動車運搬船HAULEURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。
平成21年 (2009年) 3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。

(2) 流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

- ア 海上における事故現場での応急防除措置
- イ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ウ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- エ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

(3) 重油等の種類と性質

種 類	性 質
A 重油	ア 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 イ 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ウ オイルフェンスの活用による油の包囲、又は誘導により回収を行う。 エ 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 オ 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C 重油	ア 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 イ C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 ウ 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 エ 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オ C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	ア 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 イ 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ウ 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 エ 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時はC重油と同じである。
ガソリン	ア ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 イ また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

種 類	性 質
	ウ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 エ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	ア 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 イ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ウ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
灯油	ア 灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 イ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	ア 潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 イ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	ア 油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 イ 多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、さらに複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ウ 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	ア メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 イ また、LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ウ LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 エ LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

<参考>

(油等排出事故災害に関する基本的な考え方)

海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

(1) 大量の油等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	海防法施行規則第29条：特定油…蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

(2) 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令の定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担さ

せることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
- 船舶の船長又は管理施設の管理者 - 排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を構すべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法第42条の14第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法第4条第15号、第103号、第31条第2号	- 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 - 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

主 体	根拠法令	責務等の内容
港湾管理者	港湾法第12条第2号、第6号、第34条	- 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） - 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

2 災害予防計画

(1) 防災体制の整備

町及び県、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
河津町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 キ ボランティア等に対する支援
静岡県	ア 情報収集体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練の実施 エ 関係機関との相互連携体制の整備 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 キ ボランティア等に対する支援
静岡県警察 (下田警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁第三 管区海上保安本部 (下田海上保安部)	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄・油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 ウ 海上交通の安全確保のための措置 a 管轄海域及び静岡県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。

実施主体	内 容
	b 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
下田消防本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 a 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出油等防除協議会	ア 情報連絡体制の整備 イ 排出油等の防除に関する計画の策定 ウ 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進 エ 排出油等の防除に関する研修及び訓練 オ 排出油等の防除活動の実施の推進 カ 関係機関との相互連携体制の整備

(2) 防除資機材等の整備

実施主体	内 容
河津町	ア 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。 イ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
静岡県	ア 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。 イ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）	海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する。
静岡県沿岸排出油等防除協議会	会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

(3) 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

ア 排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておく。

イ 情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用する。

ウ なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておく。

(4) 人材の育成

町は、排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努める。

(5) 防災訓練

ア 町は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。

イ 町は、防災関係機関と協力し、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努める。

(6) 関係機関との相互連携体制の整備

ア 町及び関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。

イ 防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行う。

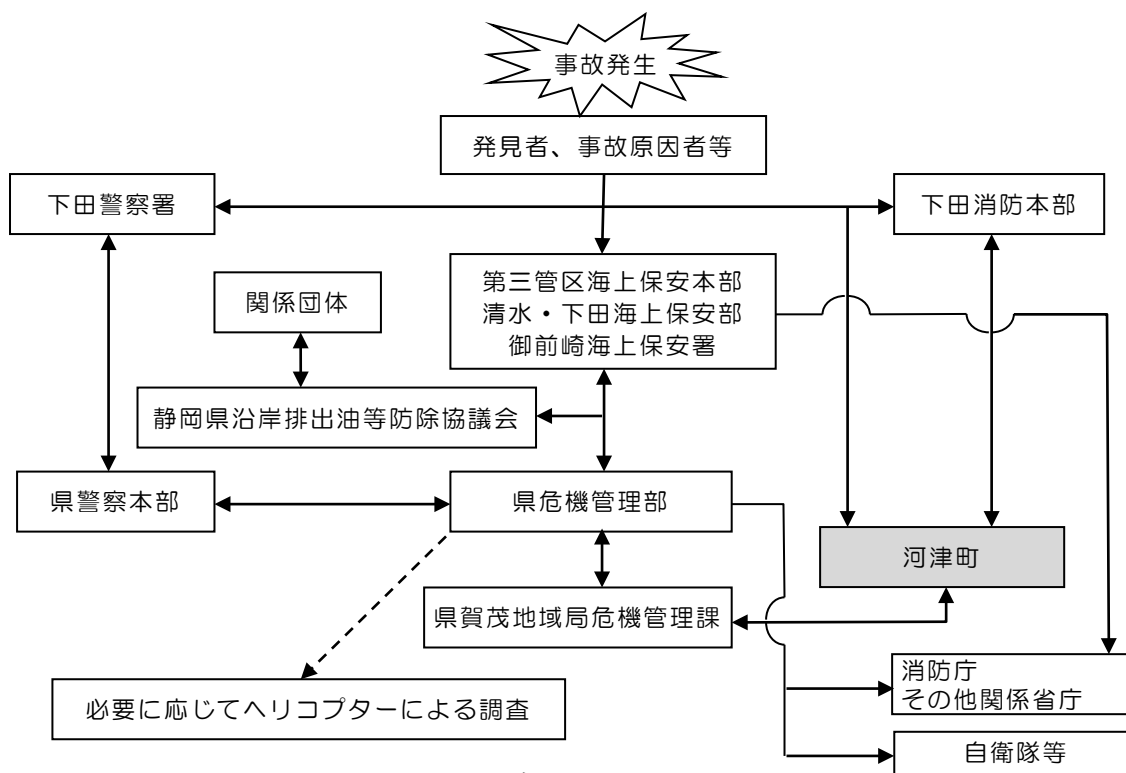
3 災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、町及び静岡県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集・伝達

町は、海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を静岡県の関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、町のホームページに掲載する等広報活動を行う。

連絡系統図



(2) 応急対策

ア 応急対策の流れ

事 項	船長等の 防除義務者	国	静岡県	町
大規模な重油等の流出事故の発生	- 防除措置の実施 - 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	- 防除資機材の調達 - 海上保安本部から静岡県等に情報連絡 - 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導	- 情報収集 - 突発的応急体制の準備 - 防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置	—	海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請	—	海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
(陸岸に漂着する可能性がある)	—	巡視船艇、航空機等による監視	- 突発的応急体制の確保 - 防除資機材の調達	- 警戒本部設置 - 防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)	—	—	- 災害対策本部及び方面本部設置 - 陸岸のパトロール	- 町災害対策本部設置 - 陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策	—	海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業	—	- 海上保安本部は、静岡県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 - 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	- 回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 - 災害救援専門ボランティアの派遣調整 - ボランティアの紹介窓口設置 - 必要により、自衛隊への派遣要請 - 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、斡旋	- 回収作業計画の策定 - 回収作業 - ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合)船舶所有者は、静岡県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施	—	(産業廃棄物の場合)収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	—

総論 第1章

災害予防計画 第2章

災害応急対策計画 第3章

復旧・復興対策 第4章

大規模事故対策 第5章

イ 河津町

町は、次の事項を処理する。

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 関係機関への事故情報の伝達
- (ウ) 市町災害対策本部の設置(必要に応じて)
- (エ) 沿岸等における排出油等の状況調査
- (オ) 管理施設の自衛措置

- (カ) 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等
- (キ) 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等
- (ク) ボランティアの受け入れ
- (ケ) 協定等に基づく近隣市町への援助要請
- (コ) 海上保安部等からの要請に基づく防除措置
- (カ) 医療救護活動(負傷者があった場合)
- (シ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画

ウ 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
静岡県	(ア) 防災対策の総合調整 (イ) 情報収集、発信 (ウ) 防災関係機関への支援要請 - a 自衛隊への災害派遣要請 - b 消防庁、他県等への支援要請 - c 医療機関等への協力要請(負傷者があった場合) - d その他関係機関への応援要請 (エ) 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 (オ) 二次災害等発生防止措置 - a 回収方針策定 - b 沿岸市町の回収作業計画の調整 (カ) 災害救援専門ボランティアの派遣調整 (キ) 廃棄物処理に関する調整 (ク) 消防庁への報告 (ケ) 広報に関する事項
静岡県警察 (下田警察署)	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 (ウ) 事故及び被害状況の関係機関への連絡 (エ) 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 (オ) 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 (カ) 防災関係機関の防除活動への支援
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (下田海上保安部)	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 (ウ) 巡視船艇等の現場への派遣 (エ) 付近航行船舶等に対する措置 (オ) 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 (カ) 防除協力者等に対する指導等 (キ) 海防法の規定に基づく権限等の発動 (ク) 事故情報及び防除作業に関する広報等 (ケ) 医療救護活動(負傷者があった場合) (コ) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方 気象台	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

実施主体	内 容
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道 事務所)	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 清水・下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 (ウ) 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 (エ) 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 (オ) 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 (カ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 (キ) 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
下田消防本部	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 関係先への事故情報の伝達 (ウ) 沿岸等における排出油等の状況調査 (エ) 管理施設の自衛措置 (オ) 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供 (カ) 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置 (キ) 救急活動(負傷者がいる場合) (ク) 協定に基づく近隣消防機関への援助要請
医療機関	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 医療救護活動(負傷者がいる場合)
静岡県沿岸 排出油等 防除協議会	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 沿岸等における排出油等の情報収集 (ウ) 流出油の防除活動の調整 (エ) 総合調整本部の設置・運営
船舶運航者	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 (ウ) 海保や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (エ) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (オ) 二次災害の防止活動 (カ) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 (キ) 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) (ク) 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 (ケ) 代行輸送者、牽引船等の手配 (コ) 乗員の避難誘導
各漁港管理者	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 漁港区域内等における排出油等の状況調査 (ウ) 漁港区域の自衛措置 (エ) 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 (オ) 会長への情報提供 (カ) 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 (キ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

エ 関係団体

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

実施主体	内 容
静岡県漁業協同組合連合会	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (ウ) 漁業施設等に関する自衛措置 (エ) 原因者との契約に基づく防除活動 (オ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
静岡県建設業協会	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (ウ) 原因者との契約に基づく防除活動の実施 (エ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
石油連盟海水油濁処理協力機構等	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (ウ) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
伊豆小型船安全協会	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (ウ) 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供
(有)焼津石油基地運営協会	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (ウ) 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供
契約防災措置実施者	(ア) 関係先への事故情報の伝達 (イ) 原因者との契約に基づく防除活動 (ウ) 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 (エ) 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供

<特記事項>

1 情報の収集・伝達

- (1) 油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがある時は、関係市町は海岸線のパトロールを実施し、その状況を下田海上保安部、静岡県及び関係機関に報告する。
- (2) 事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、町のホームページに掲載するとともに、町は広報活動を行う。
- (3) 漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。
- (4) 漁協は、自発的に又は地元市町の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び地元市町等に伝達する。

2 流出油の防除措置

- (1) 静岡県及び町は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。
- (2) 静岡県漁連は、事故原因者あるいは静岡県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示する。
- (3) 静岡県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。
- (4) 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。
- (5) 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者

第1章	総論
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画
第4章	復旧・復興対策
第5章	大規模事故対策

- が一時保管場所に運搬する。
- (6) 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。
- (7) 静岡県及び静岡県漁連は、必要に応じて静岡県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請する。
- 3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難
町及び下田警察署は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難所を開設する。
- 4 救助・救急活動
(1) 町及び下田消防本部は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。
(2) 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、下田警察署、町に連絡する。海上保安本部、警察、町は海岸等現場において必要な活動を実施する。
- 5 医療救護等
傷病者が多数発生した場合は、町は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。
- 6 漁業対策
漁場及び漁業関係施設の防除は、次の方針に基づき実施する。
(1) 磯根漁場
可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。
(2) 定置網、養殖施設等
流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。
(3) 漁港施設
漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

4 災害復旧計画

(1) 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

(2) 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

(3) 安全性の確保

応急対策がおおむね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く住民に周知を図る。

(4) 被害者等へのフォロー

ア 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、町は静岡県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

イ 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するた

め、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(5) 再発防止策の検討

ア 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や町が実施した応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しても事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の検討・見直しを促進する。

イ マニュアル等の見直し

町は、本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合、対応するマニュアル等を速やかに見直し、関係機関に周知する。

(6) 環境保全対策

町は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害のおそれのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

(7) 補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

(8) 漁業経営対策

静岡県漁連は、防除活動を実施又は準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の作成等について指導するものとする。

(9) 風評被害防止対策

町及び静岡県、静岡県漁連、各漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

ア 汚染魚介類の流通防止

町は、静岡県が汚染魚介類の流通防止のために実施する次の事項について、必要に応じて協力する。

(ア) 漁協、静岡県漁連及び産地市場に対して、次の指導等を行う。

- a 産地市場での水産物の官能検査の徹底
- b 油の付着が確認された水産物の廃棄、流通防止の徹底
- c 検査済み水産物の品質保証の関係者への周知徹底

(イ) 消費地市場関係者に対して、次の指導等を行う。

- a 流通魚介類への排出油等の付着の有無確認の徹底と適切な対応
- b 産地市場での取組を踏まえた円滑及び適正な商取引の推進

(ウ) 必要に応じて流通魚介類の官能検査等を行う。

第6節 鉄道事故対策計画【伊豆急行(株)】

1 総則

町にある鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るための行動を定める。

(1) 過去の死負傷者を伴う主な事故

発生年月日	事故名称	事故状況
昭和30年 (1955年) 5月17日	東海道本線東田子の浦列車衝突事故	- 東海道本線 原駅～東田子の浦駅間を走行中の京都発東京行修学旅行列車(客車11両・乗客837名)が東田子の浦駅を通過し植田踏切(原町)まで来たところで、踏み切りで立ち往生していた米軍トレーラーに衝突し、現場から120mで停車 - 衝突でトレーラーの荷台が大破し積荷のペンキに引火して、列車に燃え移り、機関車と客車4両を全焼し1両が半焼 - 重傷者2名、軽傷者31名(旅客11名を含む)
昭和39年 (1964年) 4月24日	「第一富士」脱線事故	- 東海道本線草薙駅～静岡駅間走行中の東京駅発宇野駅行き、下り昼行特急「第一富士」が、踏切でダンブカーと激突し、先頭から6両目までが脱線 - ダンブカー運転手が死亡し、乗客10名が重軽傷
昭和39年 (1964年) 11月23日	東海道新幹線保線作業員死傷事故	磐田市の東海道新幹線の線路内で砂利固めをしていた保線作業員10名が、見張り担当者の不注意から、静岡発新大阪行きのこだま207号にはねられ、5名が即死、5名が重軽傷。
昭和43年 (1968年) 6月18日	伊豆急行川奈駅構内列車接触事故	伊豆急行川奈駅構内で、ホームに入ろうとしていた熱海駅発伊豆急下田駅行き下り7両編成電車に、伊豆急行の伊豆急下田駅発伊東駅行き上り3両編成電車が接触し、傾き60名負傷。
平成4年 (1992年) 6月28日	東海道線来宮駅構内列車衝突事故	7時頃、東海道本線来宮信号所(伊東線来宮駅構内)で出発待機中の品川行回送列車(185系電車10両編成)が、出発信号の見誤り等で隣の本線に侵入し、走行中の貨物列車第1066(EF66形電気機関車102号機+コンテナ貨車19両編成)と衝突 - 回送列車の先頭車両と貨物列車の機関車が脱線し、負傷者1名(回送列車の運転士)
平成9年 (1997年) 8月12日	東海道線片浜列車追突事故	東海道本線沼津駅～片浜駅間で、停車中の泉発百済行き下り第67貨物列車(列車番号:67、電気機関車EF65 1139牽引)に三島発静岡行き下り普通列車839M(クハ111-549先頭)が追突し、43名が負傷

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(2) 予想される事故と地域

ア 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	発生要因
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く。）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く。）

イ 町内の鉄道事業者及び運行路線

町には、伊豆急行（伊東～伊豆急下田 45.7 km）が通っており、河津、今井浜海岸の2つの駅が存在する。

2 災害予防計画

(1) 防災体制の整備

実施主体	内 容
河津町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県警察（下田警察署）	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
国土交通省中部運輸局	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道事業者に対する安全指導 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき定期又は必要の都度立入検査 ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄

実施主体	内 容
	工 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
下田消防本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者 (伊豆急行(株))	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ 車両や施設に関する安全確保の実施 (ア) 土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 (イ) 列車集中制御装置(CTC)、自動列車停止装置(ATS)の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ 応急対策用資機材の整備 キ 防災訓練への参加 ク 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

(2) 鉄道交通の安全確保

伊豆急行(株)は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

ア 踏切事故対策

伊豆急行(株)及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

イ 鉄道妨害の防止

伊豆急行(株)及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

ウ 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

伊豆急行(株)は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

(3) 応急対策用資機材等の整備

伊豆急行(株)は、当社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 防災訓練

伊豆急行(株)は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、町、消防、警察、静岡県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

(5) 関係機関との相互連携体制の整備

伊豆急行(株)は、事故災害発生時の町、消防、警察、静岡県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

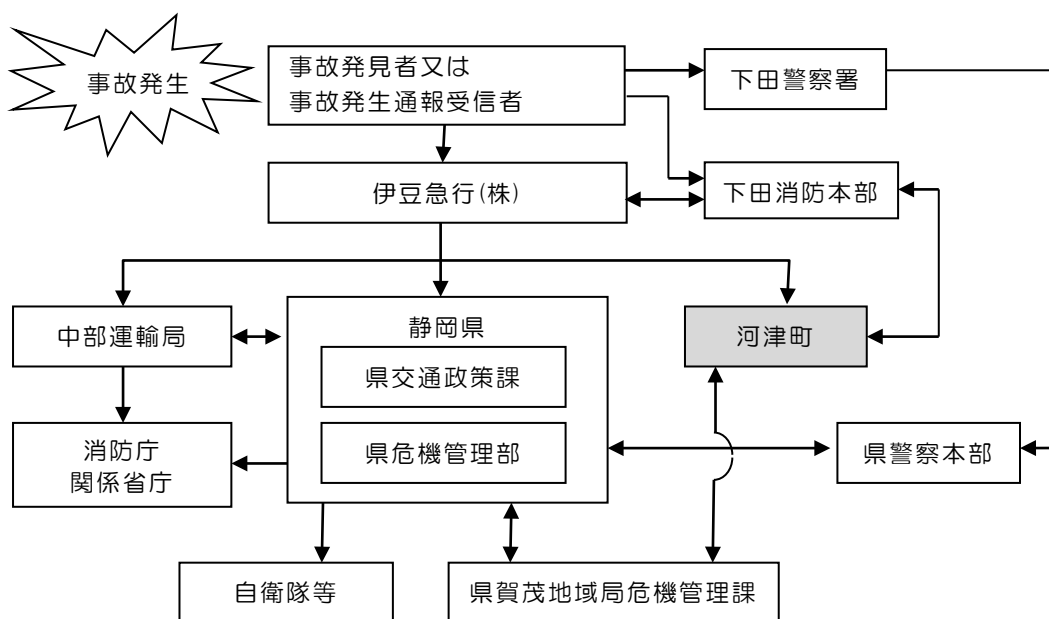
3 災害応急対策計画

町及び静岡県、伊豆急行(株)、関係機関は、鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

(1) 情報連絡体制の整備

伊豆急行(株)は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。

連絡系統図



このほか、住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。また、町及び静岡県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

(2) 応急体制

ア 河津町

(ア) 突発的災害応急体制（事前配備体制）

町は、危機管理部及び所管する地域危機管理局の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

(イ) 任務

町は、次の事項を処理する。

- a 情報の収集・伝達
- b 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立
- c 静岡県又は防災関係機関への協力・応援要請
- d 医療救護活動の支援
- e 避難誘導、避難所の開設
- f 遺体安置所の設置
- g 住民に対する広報

イ 関係機関等

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
静岡県	(ア) 防災対策の総合調整 (イ) 情報収集、発信 (ウ) 防災関係機関への支援要請 - a 自衛隊への災害派遣要請 - b 消防庁、他都県等への支援要請 - c 医療機関等への協力要請 - d 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 - e その他関係機関への応援要請 (エ) 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 (オ) 二次災害等発生防止措置 (カ) 消防庁への報告 (キ) 広報に関する事項
静岡県警察 (下田警察署)	(ア) 災害関係情報の収集及び伝達 (イ) 被害実態の早期把握 (ウ) 負傷者等の救出救助 (エ) 災害に係る交通上の措置 (オ) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (カ) 検視及び行方不明者の捜索 (キ) 県民の安全確保と不安解消のための広報 (ク) 関係機関の行う災害復旧への協力 (ケ) その他必要な警察業務
国土交通省 中部運輸局	情報の収集・伝達

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

実施主体	内 容
下田消防本部	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 消火活動 (ウ) 捜索活動 (エ) 救出・救助・救急活動 (オ) 医療救護活動 (カ) 負傷者の搬送
鉄道事業者 (伊豆急行(株))	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 (ウ) 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 (エ) 町や静岡県に対する必要な支援の要請 (オ) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (カ) 後続列車の衝突等の二次災害の防止活動 (キ) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 (ク) 被災者の家族等への情報提供 (ケ) 被災者及び被災家族に対する必要な手配 (コ) 代行輸送等の手配 (サ) 避難誘導 (シ) 乗客等に対する広報
関係団体 (日本赤十字社 静岡県支部)	(ア) 医療及び遺体処理に関すること (イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置

<特記事項>

- 情報の収集・伝達
町は、鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡するとともに、静岡県へも報告する。
また、災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を静岡県の関係部局、他の市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、町のホームページに掲載する等広報活動を行う。
- 広報活動
鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。
- 消防活動
火災が発生している場合は、下田消防本部は迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。
- 救助・救急活動
現場において下田消防本部は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。
- 医療救護等
町は、傷病者が多数発生した場合、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。
- 避難
町は、乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難所を開設する。また、避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を町長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

※ 災害復旧計画については、原則として、本章 第3節 道路事故対策計画 4 災害復旧計画に準ずる。加えて、伊豆急行(株)は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。）

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第7節 航空機事故対策計画【防災課、下田消防本部】

1 総則

町周辺において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び静岡県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

(1) 過去の顕著な事故

ア 静岡県内で発生した主な航空機関連事故

発生年月日	事故名称	事故状況
昭和33年 (1958年) 8月12日	全日本空輸DC-3 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	- 羽田発名古屋行き全日本空輸 25 便 DC-3 (JA5045) が、伊豆半島下田沖に墜落 - 乗員 3 名、乗客 30 名、計 33 名全員が死亡
昭和41年 (1966年) 3月5日	BOAC (英国航空の前身) ボーイング 707 富士山上空 (BOAC 機空中分解事故)	- ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京 - 香港経由ロンドン行き BOAC 社 911 便ボーイング 707-436 (G-APFE) が、羽田空港離陸約 15 分後、富士山上空高度 15000 フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 - 乗員 11 名、乗客 113 名、計 124 名全員が死亡
平成13年 (2001年) 1月31日	日本航空 (日本航空インターナショナルの前身) ボーイング 747 と同社 DC-10 静岡県上空	- 羽田発那覇行き日本航空 907 便ボーイング 747-400D (JA8904) と韓国・釜山発成田行き日本航空 958 便 DC-10-40 (JA8546) が、焼津市上空 37000 フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907 便は衝突回避のため急降下 907 便の乗員 16 名、乗客 411 名、計 427 名のうち、重傷 5 名、軽傷 37 名 (国土交通省調査：重軽傷者 100 名) 958 便の乗員 13 名、乗客 237 名、計 250 名は全員無事

イ 国内で発生した主な航空機関連事故
(近年国内で発生した航空機関連事故のうち、死者を伴うもの)

発生年月日	事故名称	事故状況
昭和60年 (1985年) 8月12日	日本航空(日本航空インターナショナルの前身)ボーイング747 群馬県多野郡上野村	- 羽田発伊丹行き日本航空123便ボーイング747SR-46が相模湾上空を飛行中、機体尾部及び垂直尾翼が破損し、ダッチロールの末、御巣鷹山尾根に墜落 - 自衛隊、消防、警察等が応援に入り、捜索、救難活動に当たった - 乗員乗客計524名のうち死者520名、生存者4名
平成6年 (1994年) 4月26日	中華航空 エアバスA300 名古屋空港 (現・名古屋飛行場)	- 台北発名古屋行き中華航空エアバスA300-600Rが、名古屋空港滑走路へのILS進入中に失速し、滑走路東脇に墜落、炎上 - 警察、消防、自衛隊、医療関係機関等が協力し救助活動が行われた - 乗員乗客計271名のうち死者264名、生存者7名
平成8年 (1996年) 6月13日	ガルーダ・インドネシア航空 DC-10 福岡空港	- 福岡発ジャカルタ行きガルーダ・インドネシア航空DC-10-30が、離陸滑走中にエンジン故障のため離陸を中止したが、滑走路内で止まりきれずオーバーランし滑走路端の緑地帯で墜座、炎上 - 乗員乗客計275名のうち死者3名、生存者272名(うち重傷者18名、軽症者91名)

(2) 予想される事故と地域

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては次のような形があげられる。

航空機(特に旅客機)では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。特に、富士山、天城山、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

事故の形態	内 容
墜 落	ア 墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 イ 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ウ 「胴体が寸断」又は「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 エ 「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

総論	第1章
災害予防計画	第2章
災害応急対策計画	第3章
復旧・復興対策	第4章
大規模事故対策	第5章

事故の形態	内 容
不時着	ア 降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 イ 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	ア 離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 イ 地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火 災	ア 飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 イ 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝 突	ア 空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 イ 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

2 災害予防計画

(1) 防災体制の整備

町及び静岡県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
河津町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災訓練への参加 ウ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県警察 (下田警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局 東京空港事務所 東京航空局 静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

実施主体	内 容
下田消防本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台 静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く） エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

3 災害応急対策計画

町及び静岡県、関係機関は、町周辺において、航空機事故が発生した場合、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集・伝達

航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を次図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

[illegible]

ア 河津町

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立
- (ウ) 静岡県又は防災関係機関への協力・応援要請
- (エ) 医療救護活動の支援
- (オ) 避難誘導、避難所の開設
- (カ) 遺体安置所の設置
- (キ) 住民に対する広報

防災関係機関は、次の事項を処理する。

— 208 —

実施主体	内 容
	(オ) 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 (カ) 所管施設の二次災害等発生防止措置及び応急復旧措置 (キ) 消防庁への報告 (ク) 広報に関する事項（航空機事故等空港現地対応本部が所管する事項を除く。）
静岡県警察 （下田警察署）	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 捜索活動 (ウ) 救助・救出活動 (エ) 避難誘導 (オ) 行方不明者の捜索 (カ) 検視及び死傷者の身元確認 (キ) 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 必要な飛行情報の提供 (ウ) 捜索救難調整
下田消防本部	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 消火救難活動 (ウ) 捜索活動 (エ) 救出・救助・救急活動 (オ) 医療救護活動 (カ) 負傷者の搬送
医療機関	(ア) 救護所の開設 (イ) 医療救護活動 (ウ) 患者搬送
航空事業者 （事故機体所有事業者）	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 (ウ) 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 (エ) 市町や静岡県に対する必要な支援の要請 (オ) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (カ) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 (キ) 被災者の家族等への情報提供 (ク) 被災者及び被災家族に対する必要な手配 (ケ) 代行輸送等の手配 (コ) 避難誘導 (サ) 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台 静岡空港出張所	必要な気象情報の提供
自衛隊	(ア) 情報の収集・伝達 (イ) 捜索活動 (ウ) 救助・救出活動 (エ) 医療従事者、負傷者等の搬送 (オ) 現場医療活動の支援

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

実施主体	内 容
海上保安庁	(ア) 情報連絡体制の整備 (イ) 捜索活動 (ウ) 救助・救出活動 (エ) 医療従事者、負傷者等の搬送 (オ) 現場医療活動の支援

＜特記事項＞

- 1 捜索救難活動（静岡空港周辺以外の地域において航空機事故が発生した場合）
 捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。町及び静岡県、静岡県内防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。
 - (1) 警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
 - (2) 警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
 - (3) 下田消防本部は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
 - (4) 事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
 - (5) 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。
- 2 消火・救助活動（静岡空港周辺以外の地域において航空機事故が発生した場合）
 - (1) 静岡県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
 - ア 防災ヘリコプターの出動
 - イ 自衛隊、消防庁等への支援要請等
 - (2) 下田警察署は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
 - (3) 下田警察署は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
 - (4) 下田消防本部は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、静岡県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
 - (5) 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
 - (6) 自衛隊等防災関係機関は、静岡県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。
- 3 医療救護活動
 - (1) 町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。町のみで対処できない場合は、静岡県等に協力を要請する。
 - (2) 静岡県は、町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
 - ア 防災ヘリコプターの出動
 - イ 消防庁等への支援要請等
 - ウ 災害拠点病院、DMAT等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
 - エ 救護所の設置、医薬品の手配等
 - (3) 下田警察署は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
 - (4) 下田消防本部は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、静岡県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。

(5) 医療機関は、医療救護活動を行う。

4 避難

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広報

- (1) 町及び静岡県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
- (2) 静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、住民に対し報道機関を通じて広報する。
- (3) 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

※ 災害復旧計画については、本章 第3節 道路事故対策計画 4 災害復旧計画に準ずる。

第1章	総論
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画
第4章	復旧・復興対策
第5章	大規模事故対策

第8節 突発的災害に係る応急対策計画【防災課、下田消防本部】

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 町の体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故） イ その他町長が指令したとき
組 織	本編 第3章 第2節 組織計画を準用
任 務	ア 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 イ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ウ 必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
下田消防本部の静岡県、国への報告	下田消防本部は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに静岡県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動を明らかにすること）
医療救護活動の実施	多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効果的な活動に努めるものとする。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

賀茂地域局（賀茂方面本部）

区 分	静岡県防災行政無線 （時間外の場合のみ（宿直室））	N T T 有線
電 話	地上系 5－109－6300～4 衛星系 8－109－6300～4	0558－24－2004
F A X	地上系 5－109－6310 衛星系 5－109－6310	0558－24－2008

静岡県危機管理部

区 分	静岡県防災行政無線 （時間外の場合のみ（宿直室））	N T T 有線
電 話	地上系 5－100－6030 衛星系 8－100－6030	054－221－2072
F A X	地上系 5－100－6250 衛星系 8－100－6250	054－221－3252

（2）災害対策本部の設置

区 分	内 容
設 置	町長は突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、河津町災害対策本部を設置する。
組 織	町長を本部長とし、総務班、渉外班、衛生・偵察班、産業班、建設班、健康福祉班を中心とする全職員
任 務	必要に応じ事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に賀茂危機管理局（賀茂方面本部）に伝達する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは賀茂地域局（賀茂方面本部）に連絡する。また、必要に応じ防災関係機関へ連絡する。

（3）災害対策本部の実施する応急対策

区 分	内 容
初期情報の収集	迅速な初期情報の収集に努めるとともに必要な場合は、賀茂地域局（賀茂方面本部）に連絡し、静岡県防災ヘリによる情報収集を行う。
自衛隊への災害派遣要請	自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、賀茂地域局（賀茂方面本部）へ連絡する。 要請の方法、手続は、本編 第3章 第27節 自衛隊派遣要請計画による。
海上保安庁への要請	人や物資の緊急輸送について必要がある場合には、賀茂地域局（賀茂方面本部）へ連絡する。
緊急医療活動の実施	ア 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、賀茂健康福祉センターを通じて要請する。 イ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、賀茂健康福祉センターを通じ、医師会、病院協会等に協力を要請する。 ウ 二次災害防止のための措置 事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとる。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(4) 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。
その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策

「火災・災害等即報要領」様式1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁
応急対策室に連絡してください。

第1号様式（火災）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	静岡県
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者	
※ 特定の事故を除く。			

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	河津町
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²
焼 損 程 度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 } 計 棟 焼損面積 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 m²
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部（署） 台 人 消防団 台 人 その他 台 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第1章 総論

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 復旧・復興対策

第5章 大規模事故対策

		第 報				
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等にかかる事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分			
		都道府県	静岡県			
		市町村 (消防本部名)				
		報告者				
消防庁受信者氏名						
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()					
発生場所	河津町					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分				
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
	消防覚知方法	気象情報				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名			
	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の区分						
施設の概要	危険物施設の 区 分					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人			
			重 症 人			
			中等症 人			
			軽 症 人			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材		
		事 業 所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
		消防本部 (署)	台			
		消 防 団	台 人			
		海 上 保 安 庁	台 人			
		自 衛 隊	人			
		そ の 他	人			
警戒区域の設定	月 日 時 分					
使用停止命令	月 日 時 分					
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

		第 報	
		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	静岡県
		市 町 村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報 告 者	

火災種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 時 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等 人	
	計 人	重 症	人（ 人）
	不明 人	中等症	人（ 人）
		軽 症	人（ 人）
救助活動の要否			
要救助者数（見込）		救助人員	人
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注） 負傷者欄（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	静岡県
市町村 （消防本部名）	
消防庁受信者氏名	
災害名（第 報）	報告者

災害の概要	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	不明	人	住家被害	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部 の設置状況	（都道府県）			（市町村）					
	消防機関等の 活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）								
	自衛隊派遣 要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

（注） 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流出・埋設	ha		
						冠 水	ha		
						畑	流出・埋設	ha	
							冠 水	ha	
報告者名					文教施設	箇所			
					病院	箇所			
					道路	箇所			
区 分		被 害			橋 り ょ う	箇所			
人的被害	死 者		人			河 川	箇所		
	行方不明者		人			港 湾	箇所		
	負傷者	重傷	人			砂 防	箇所		
		軽傷	人			清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟			崖 く ず れ	箇所		
			世帯			鉄 道 不 通	箇所		
			人			被 害 船 舶	隻		
	半 壊		棟			水 道	戸		
			世帯		電 話	回線			
			人		電 気	戸			
	一 部 損 壊		棟		ガ ス	戸			
			世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			人		そ の 他	箇所			
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火 災 発 生					
非住家	公 共 建 物		棟		建 物	件			
	そ の 他		棟		危 険 物	件			
					そ の 他	件			

第1章	総論
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画
第4章	復旧・復興対策
第5章	大規模事故対策

第1章 総論 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 復旧・復興対策 第5章 大規模事故対策	区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県				
	公 共 文 教 施 設		千円						
	農 林 水 産 業 施 設		千円						
	公 共 土 木 施 設		千円			市 町 村			
	そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
	小 計		千円						
	公共施設被害町村数		団体						
	その の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 用 救 助 法 市 町 村 名				
		林 業 被 害	千円						
		畜 産 被 害	千円						
		水 産 被 害	千円						
		商 工 被 害	千円						
		そ の 他	千円				計	団 体	
被 害 総 額		千円		消 防 職 員 出 動 延 人 員		人			
				消 防 団 員 出 動 延 人 員		人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請 ・災害ボランティアの活動状況								

※ 被害額は省略できるものとする。

※ 119番通報の件数は、10単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数と記入すること）。

防災関係機関

名 称	電 話	防災無線
陸上自衛隊 第1師団 第34普通科連隊 (板妻)	0550-89-1310	150-9002
海上保安庁第三管区海上保安本部 下田海上保安部	0558-22-0650	21-621
静岡県危機対策課	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
賀茂地域局（賀茂方面本部）	0558-24-2004	地上系 5-109-6301 衛星系 8-109-6301
下田警察署	0558-27-0110	
下田消防本部	0558-22-1804	
伊豆急行(株)河津駅	0558-34-0880	
東京電力パワーグリッド(株) 伊豆支社	0120-995-907	
(一社)賀茂医師会	0558-22-5683	
西日本電信電話(株)静岡支店	054-200-1460	
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	
(株)東海バス下田営業所	0558-22-2514	
L Pガス協会賀茂支部（長田ガス）	0558-34-1161	
河津町消防団	0558-34-1112	

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

第9節 原子力災害対策計画【防災課、下田消防本部】

1 総則

(1) 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）」及び「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）」に基づき、中部電力(株)（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下、「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、静岡県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域の固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準を基に地域の範囲を定める。

ア 予防的防護措置を準備する区域

（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力発電所よりおおむね半径 5km の範囲

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

イ 緊急時防護措置を準備する区域

（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

原子力発電所よりおおむね半径 30km の範囲

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

（PPA：Plume Protection Planning Area）

原子力発電所よりおおむね半径 30km の圏外

UPZ外においても、プルーム*通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定され、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

※プルーム：気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団

なお、町は浜岡原子力発電所より約 75km の距離に位置し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外となるが、上記の PPA で示されるように、30km 圏外であっても、自然環境の影響により、放射性プルームが到達し、防護措置が必要となる場合があることから、状況に応じた原子力災害対策を実施するものとする。

また、PAZ 及び UPZ 内の住民の広域避難の受入れ体制の整備についても行うものとする。

2 原子力災害事前対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害に対する防護措置や被災自治体の避難者の受入れ先となることに備えて、静岡県及び防災関係機関と連携して、原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線等による電話、ファクシミリ及び同時通報用無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。

ア 通信手段の確保

町は、静岡県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所の状況把握や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について、習熟しておく。

(ア) 静岡県との専用回線網の整備

(イ) 町防災行政無線の確保・活用

(ウ) 災害時有線電話等の活用

(エ) 非常用電源等の確保

(オ) 保守点検の実施

(2) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

ア 情報伝達内容の整理

町は、緊急時において、住民等に提供すべき情報について、分かりやすく正確で具体的な内容を伝達するため、同時通報用無線、広報車等の広報設備、広報機器、インターネットによる情報提供環境、河津町防災メール等の整備を図るとともに、新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関の協力体制及び情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

イ 複合災害における情報伝達体制の確保

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び町防災行政無線、広報車等の施設・装備の整備を図る。

ウ 住民相談窓口の設置等

町は、静岡県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

エ 要配慮者等への情報伝達

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、静岡県と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

オ 観光客等への情報伝達

町は、観光客等、町を訪れている方に対しては、観光施設等と連携し、観光地に設置されている放送設備等を活用した情報提供など、必要な対応がとれる体制を整備する。

(3) 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、国、静岡県、防災関係機関及び中部電力(株)と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について、講習会の開催、パンフレット等の配布及びインターネットにおける情報発信等の手段による広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努める。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響、放射線防護に関すること
- オ 緊急時に町が講じる対策の内容に関すること
- カ 要配慮者等への支援に関すること
- キ 緊急時に住民等がとるべき行動
- ク 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

3 緊急事態応急対策

(1) 活動体制の確立

町長は、緊急事態において、速やかに原子力災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。

ア 配備体制表

配備基準	体制	配備部局
静岡県から警戒事象※ ¹ 発生のお知らせを受けた場合	警戒本部の設置準備体制	防災課の職員
静岡県から特定事象※ ² の通報を受けた場合	警戒本部体制	防災課の職員 各課の係長以上の職員
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言※ ³ を発出した場合	災害対策本部設置体制	全職員

※¹：警戒事象とは、原災法第10条に基づく通報事象に発展する可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が判断する事象をいう。

※²：特定事象とは、原災法第10条第1項前段の規定により、原子力防災管理者（発電所長）が県災害対策本部長（知事）等に通報を行うべき事象をいう。

※³：原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。

イ 町職員の動員方法

勤務時間内	職員は、動員指令により、動員体制及び設置基準等に基づき、あらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。
勤務時間外	職員は、テレビ、ラジオ情報等により、原子力災害が発生したことを知ったときは、動員体制及び設置基準等に基づいて自動参集し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

ウ 町の活動体制

区 分	内 容
災害対策本部等の設置	町長は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、前述ア 配備体制表に従い、次の体制をとる。 (ア) 警戒本部の設置準備体制 (イ) 警戒本部体制 (ウ) 災害対策本部体制
警戒本部の設置準備体制等	(ア) 警戒本部の設置準備体制 町は、静岡県から警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、静岡県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとる。 (イ) 警戒本部の設置準備体制の解除 警戒本部の設置準備体制の解除は、おおむね次の基準による。 a 町長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。 b 警戒本部が設置されたとき。
警戒本部体制等	(ア) 警戒本部の設置 町は、特定事象発生の通報を受けた場合、町長を本部長とする警戒本部を保健福祉防災センター災害対策本部室に設置する。 (イ) 静岡県への連絡 町は、警戒本部を設置又は廃止したときは、その旨を静岡県へ連絡する。 (ウ) 警戒本部の廃止 警戒本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。 a 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。 b 災害対策本部が設置されたとき。
災害対策本部体制等	(ア) 災害対策本部の設置 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を保健福祉防災センター災害対策本部室に設置する。 (イ) 静岡県への連絡 町は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を静岡県へ連絡する。 (ウ) 静岡県に対する要請 町は、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要と認める場合は、静岡県に対して情報の送付を要請する。
災害対策本部の廃止	災害対策本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。 (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (イ) 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

第1章
総論

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

第4章
復旧・復興対策

第5章
大規模事故対策

(2) 情報の収集・連絡・緊急連絡体制

ア 特定事象等（警戒事象及び特定事象）発生時の連絡

町の通報連絡	町長は、静岡県から警戒事象の発生について通報を受けた場合、発電所の状況等の確認及び町長が当面とるべき措置についての指示を要請する。
静岡県の通報連絡	静岡県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、静岡県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

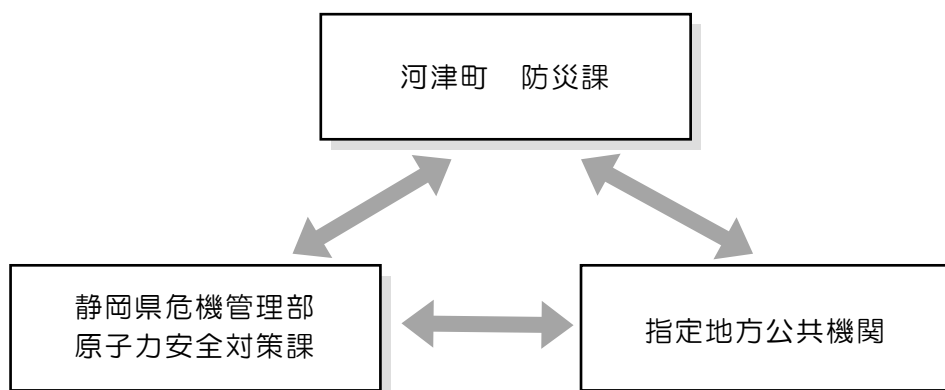
特定事象等発生時の通報連絡体制



イ 応急対策活動情報等の連絡

町の通報連絡	ア 静岡県から情報を得るとともに、静岡県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。 イ 指定地方公共機関との間において、静岡県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
静岡県の通報連絡	ア 静岡県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。 イ 静岡県は、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合は、必要に応じ町に連絡する。

応急対策活動情報等の通報連絡体制



(3) 屋内退避

UPZ 圏外においては、原子力発電所の状況悪化等に応じて、屋内退避を行う場合があるため、町長は、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、必要に応じて屋内退避のための注意喚起を行う。



(4) 安定ヨウ素剤

町は、原子力災害対策の防護措置として、安定ヨウ素剤の備蓄や服用に関しては、「原子力災害対策指針（令和元年7月3日一部改正）」や「安定ヨウ素剤の配付・服用に当たって（原子力規制庁、令和元年7月3日）」等、国が示す指針やガイドラインに従って定める。

なお、現時点においては、国の指針等では UPZ 圏外（30km 圏外）における具体的な措置や基準等は定められていないため、今後、国の見直しに併せて、町における安定ヨウ素剤の備蓄・服用等の体制について整備を行う。

(5) 広域避難者の受入れ

町は、緊急時において、静岡県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画（令和4年8月修正）」に基づき、島田市からの避難者を避難施設に受け入れ、広域避難に関する静岡県からの支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行う。

なお、詳細については、「浜岡地域原子力災害広域避難計画（令和4年8月修正）」に基づき、静岡県と協議・調整を行っていく。

(6) 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1章 総論
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 復旧・復興対策
第5章 大規模事故対策